

設置の趣旨等を記載した書類

千葉大学

目 次

1. 設置の趣旨及び必要性	P3
2. 学部・学科等の特色	P9
3. 学部・学科等の名称及び学位の名称	P10
4. 教育課程の編成の考え方及び特色	P11
5. 教育方法、履修指導方法及び卒業要件	P17
6. 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の 場所で履修させる場合の具体的計画	P21
7. 編入学定員を設定する場合の具体的計画	P21
8. 企業実習（インターンシップを含む）や海外語学研修 等の学外実習を実施する場合の具体的計画	P22
9. 取得可能な資格	P22
10. 入学者選抜の概要	P23
11. 教員組織の編制の考え方及び特色	P27
12. 研究の実施についての考え方、体制、取組	P28
13. 施設、設備等の整備計画	P29
14. 管理運営及び事務組織	P31
15. 自己点検・評価	P32
16. 情報の公表	P33
17. 教育内容等の改善をはかるための組織的な研修等	P34
18. 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制	P35

1. 設置の趣旨及び必要性

(1) 設置する理由・必要性

【データサイエンス技術者育成強化の必要性】

我が国は、高齢化が進展する中で社会活動を維持し発展させると同時に、環境問題やエネルギー問題、食糧問題などの社会的課題の解決をも両立させていく必要がある。こうした今後我が国が目指すべき社会の実現のためには、高度に発展した情報技術を有効に利用し、社会全体の様々なデータを分析し的確で迅速な意思決定を行えるようにすることが、政策決定から企業の経営戦略策定、さらには一般市民の生活に至る社会のあらゆる場面において求められている。政府は、こうした社会を Society 5.0 と位置づけ、関連の各省庁はその実現に向けて様々な政策を展開している。

その一方で、我が国的情報技術の活用状況は諸外国に比較して立ち遅れしており、政策決定や企業の経営判断、市民生活などの様々な場面での問題が指摘されている。さらには、我が国は1980年代には世界の最先端を走る高度な技術力を有していたながら、それをその後の新たなビジネスの展開や経済の発展に結びつけることが十分できなかった現実があり、このような状況を打破しなければならない。

以上の観点から、社会の様々な場面で取得された大量のデータ（ビッグデータ）を分析し、それをもとにした判断を支援あるいは実行する一連の流れを担うことができるデータサイエンス技術者を育成する体制を構築することが急務である。このデータサイエンス技術者には、統計学や機械学習などの知識とプログラミングスキルを駆使して、現実のデータを分析し、本質を明らかにする能力である「データサイエンス力」、様々な現実の問題の解決にデータサイエンスを応用し、新しい展開やビジネスにつなげる能力である「データサイエンス展開力」、データサイエンスを支える情報工学技術として、データを収集、蓄積、処理、解析、利用する技術の運用能力である「データエンジニアリング力」が統合的に求められる。

【情報・データサイエンス学部設置の必要性】

千葉大学工学部は、平成29年の改組により1学科9コースを置く構成とし、コースによる専門分野の知識・能力の確実な修得と総合工学科1学科構成による分野横断的な視野の育成を目指している。データサイエンスに直接関わる人材は、総合工学科の中の情報工学コースが担ってきた。前述のように、データサイエンス技術者には、データエンジニアリング力、データサイエンス力、データサイエンス展開力が統合的に求められるが、これまでの情報工学コースにおける人材育成は、データエンジニアリング力を主体とし、それにある程度のデータサイエンス力を加えたもので、データサイエンス展開力の育成についての対応は限られていた。これからSociety 5.0の実現を担うデータサイエンス技術者を育成するためには、データサイエンス力の涵養を強化するとともに、データサイエンス展開力の育成にも対応する必要がある。特に、データサイエンス展開力の育成には、社会の様々な場面で取得される種々のデータに触れ

させる教育が必要であり、総合大学である千葉大学全体の広範な専門分野との緊密な連携による効果的な教育の実施が可能である。

千葉大学全体がカバーする専門分野のうち、データサイエンスの実践分野としての展開が期待され、千葉大学の強みとして実績のある専門分野群の3つのカテゴリー、「医療・看護」、「環境・園芸」、「人間・感性」に対応するデータサイエンス系専門科目群と、データサイエンスの基幹的技術に対応する情報工学系専門科目群から構成される実践的なカリキュラムを、全学的な連携のもとに構築する。このような全学連携のもとでの柔軟なカリキュラムを構築・運営するためには、工学部の枠から独立した学部として情報・データサイエンス学部を設置することが必要との判断に至った。

(2) 養成する人材像

本学部では、「データサイエンスを実践的に担うデータサイエンス技術者」を養成する人材像に掲げ、データサイエンスに関わるハードウェアやソフトウェアメーカー、データサイエンスをビジネスに展開する企業、データサイエンスを社会基盤の運営に活用する企業や公的機関などにおいて、データサイエンスの社会実装に幅広く貢献できる人材を育成する。データサイエンスを実践的に担うデータサイエンス技術者には、前述のデータエンジニアリング力、データサイエンス力、データサイエンス展開力が統合的に求められる。しかし、学士課程において、これら全てを高いレベルで修得することは困難であるため、データサイエンスの本質を理解し社会的課題の解決に応用できる人材（実践的データサイエンティスト）、及び情報工学の専門性を備えデータサイエンスの実現と高度化に応用できる人材（データサイエンス及び周辺技術の高度化を担う人材）を以下の2つのコースを置いて育成する。なお、これら2コースは1学科（情報・データサイエンス学科）のもとに設置し、共通部分の学修における連携や、実験、実習、卒業研究などにおける共同実施等を通して、社会におけるデータサイエンスの実践の場で求められるチームワーク力も涵養する。

- データサイエンスコース

データサイエンスの応用に関する能力を強化した人材（実践的データサイエンティスト）を育成することを目的とし、データサイエンス力とデータサイエンス展開力の涵養に重点をおき、データエンジニアリング力については、基礎的事項の理解を中心とする。

- 情報工学コース

データサイエンスの実現技術に関する能力を強化した人材（データサイエンス及び周辺技術の高度化を担う人材）を育成することを目的とし、データエンジニアリング力とデータサイエンス力の涵養に重点をおき、データサイエンス展開力については、限定的な事例を通じた基礎的事項の理解を中心とする。

(3) 3ポリシー

情報・データサイエンス学部では、以下の学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針を設定する。

○ 学位授与の方針

千葉大学は、「つねに、より高きものをめざして」の理念のもと、情報・データサイエンス学部に関して、以下を修得した学生に対して、学位を授与する。

「自由・自立の精神」

- ・ 情報・データサイエンス技術者として自己の目標を設定し、その実現において新しい知識や能力の継続的な獲得に努め、高い倫理観をもって常に自己の評価検証を意識する姿勢を身に付けている。

「地球規模的な視点からの社会とのかかわりあい」

- ・ 情報・データサイエンスの社会的、文化的位置づけを理解し、技術の開発において、地球規模的な視点や地域の視点から持続可能でインクルーシブな社会の実現のために積極的に関与できる。
- ・ 自己の国際経験を生かし、広い視野から社会に貢献することができる。

「普遍的な教養」

- ・ 多様な文化・価値観の存在や人類や社会が直面する課題と情報・データサイエンスとの関わりについて、異分野融合的な知を備え、主体的な認識と判断力を持って取り組み、それらを技術の開発・発展に活かす姿勢を身に付けている。

「専門的な知識・技術・技能」

- ・ データサイエンスの理論的基礎となる統計学をはじめとした応用数学に関する知識・能力、実際にデータを取り扱うための情報工学分野の知識・能力、データサイエンスを様々な専門分野の新しい展開やビジネスにつなげるための能力を統合的に修得する。これにより、情報・データサイエンスに関連して解決すべき問題を発見し、その解決に必要な情報や知識をもとに多面的な視点から論理的に分析し、解決することができる。

「高い問題解決能力」

- ・ 外国人を含む他者と強調・協働し、さらに知的財産権や倫理に配慮しつつ獲得した知識・技能・態度等を総合的に活用し、問題解決に取り組み、解決の方向性を提案することができる。

○ 教育課程編成・実施の方針

「自由・自立の精神」を堅持するために

- ・ 情報・データサイエンス技術者として自己の目標を設定し、常に自己を評価検証するための教育の機会を提供する。
- ・ 情報・データサイエンスに関する技術の開発において、自己の良心に則り、かつ社会の規範やルールを尊重して高い倫理観をもって行動する姿勢を涵養する。

- ・継続的な自己学修の必要性を理解し、新しい知識、能力の獲得に意欲をもつための教育の機会を提供する。

「地球規模的な視点からの社会とのかかわりあい」を持つために

- ・情報・データサイエンスの社会的、文化的位置づけに関する教育科目を提供する。
- ・情報・データサイエンスに関する技術の開発において、地球規模的な視点や地域の視点から持続的な社会の発展を目指して、課題を解決する能力を涵養するために、多様な留学の機会を提供する。
- ・学内外で継続的な学修を促進するために、情報通信技術を活用した学修基盤を提供する。

「普遍的な教養」を涵養するために

- ・教養科目、外国語科目等を通じて国内外の多様な文化・価値観を深く理解し文理横断的・異分野融合的な知を備え、それらを情報・データサイエンスに関する技術の開発・発展に対して自ら活かす姿勢を涵養する。
- ・普遍教育との横断的なつながりを持った専門科目の学修機会を提供する。
- ・地球的視点から、社会、自然、環境について理解し、人類や社会が直面する課題と情報・データサイエンスとの関わりについて認識するための教育の機会を提供する。

「専門的な知識・技術・技能」を修得するために

- ・情報・データサイエンスに関する問題解決のための知識を段階的・体系的に修得できる教育課程を編成し、提供する。
- ・自然や社会的事象、科学的事象、思考結果などを図や数式などで表現し、論理的思考の実践や思考結果を他者とやり取りする際の手段として役立てるための教育科目を提供する。
- ・情報・データサイエンスに関して、情報や知識をもとに実証的な姿勢で、多面的な視点から論理的に分析し、その結果を表現するための教育科目を提供する。
- ・情報・データサイエンスに関して解決すべき問題を発見し、解決に必要な情報を収集、分析し、解決するための学修の機会を提供する。

「高い問題解決能力」を育成するために

- ・情報・データサイエンスで必要となる内容を含め、自分の考えを伝え、相手の考えを理解するためのコミュニケーション、プレゼンテーション教育科目を提供する。また、英語による基本的なコミュニケーションを行うための専門教育科目を提供する。
- ・情報通信技術を活用して多様な情報を収集、分析し、その結果を知的財産権や倫理に配慮しつつ工業技術の開発・発展に利用するための方法を修得するとともに、情報を適切に発信するための学修の機会を提供する。
- ・情報・データサイエンスに関して獲得した知識・技能・態度等を総合的に活用し、社会的要請を踏まえて他者と協調・協働して情報・データサイエンスに関する技術開発を行い、主体的・能動的な問題解決を可能とするための学修の機会を提供する。

「学修成果の厳格な評価」のために

- ・学修成果については、事前にシラバス等で提示する各授業目標への到達度によって、厳格かつ公正な評価を行う。また、成績評価を透明かつ公平に行うため GPA 制度を採用すると

ともに、事前・事後学修の明示や履修登録単位数の上限設定等により、単位の実質化をはかる。

- ・ 講義科目では、試験、レポート、リアクションペーパー等でその達成度を評価する。実験・実習・演習科目では、試験、レポート、口頭発表、実技等でその達成度を評価する。

○ 入学者受け入れの方針

イ. 情報・データサイエンス学部の求める入学者

情報・データサイエンス学部では、情報工学分野が育成してきた人材の知識・能力に加えて、データサイエンスの理論的基礎となる統計学をはじめとした応用数学に関する知識・能力、データサイエンスを様々な専門分野の新しい展開やビジネスにつなげるための知識・能力を身に付け、変化し続ける広範な社会的要請に応えられるデータサイエンスの専門教育システムの確立に努める。そして、「なぜ」を問い合わせ、「何をなすべきか」を考え、「いかにして」を構想し実践できる情報・データサイエンス技術者・研究者の育成を目指す。

このような情報・データサイエンス技術者・研究者を育成する本学部では、

1. 「なぜ」を問う好奇心・探究心
2. 「何をなすべきか」を主体的に考える力
3. 「いかにして」を構想し、実践する力

を修得することに興味と資質を有し、情報・データサイエンスの基盤である数学の高い能力に加え、応用先である他の全ての科目にも興味を持ち、かつ最先端の技術を常に追い求める姿勢をもつ人材を求める。

ロ. 入学者選抜の基本方針

情報・データサイエンス学部では、複数の受験機会を提供し、多様な入学者選抜を実施する。本学部の教育理念・目標に見合う学生を選抜するために、一般選抜の他に特別選抜として、次の試験を実施する。

- ・ 総合型選抜
- ・ 学校推薦型選抜
- ・ 私費外国人留学生選抜
- ・ 先進科学プログラム(飛び入学)学生選抜
- ・ 3年次編入学

なお、本学の入学者選抜では、大学入学共通テスト、個別学力検査、調査書及び面接などを組み合わせて志願者の能力や資質を総合的に評価する。

(4) 養成する人材像と3ポリシーの各項目との相関及び整合性

情報・データサイエンス学部の学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針は、千葉大学全体の方針に倣い「自由・自立の精神」、「地球規模的な視点からの社会とのかかわりあい」、「普遍的な教養」、「専門的な知識・技術・技能」、「高い問題解決能力」の5つの項目を柱とし

て掲げている。前述の養成する人材像と、これらの項目との関係は【資料1，2】及び以下の通りである。

「自由・自立の精神」

技術や応用分野の日々の進化が著しいデータサイエンス関連分野において、データサイエンス技術者としてのデータエンジニアリング力やデータサイエンス展開力を維持していくためには自己研鑽が重要であり、また、これらの実践においては技術者倫理も重要である。

「地球規模的な視点からの社会とのかかわり合い」

データサイエンス技術者としてのデータサイエンス展開力の背景として、データサイエンスの社会的、文化的な位置づけの理解が重要であり、地球規模的、国際的な視点やインクルーシブな社会の実現に向けた意識が重要である。

「普遍的な教養」

データサイエンス技術者として活躍するためのデータサイエンス展開力の基盤として、国内外の多様な文化・価値観の深い理解と文理横断的・異分野融合的な知、さらに、それらを情報・データサイエンスに関する技術の開発・発展に対して自ら活かす姿勢が重要である。

「専門的な知識・技術・技能」

データサイエンス技術者としての活躍の形態に対応した必要性に応じて、専門的な知識・技術・技能としてのデータエンジニアリング力、データサイエンス力を体系的に修得することが必要である。

「高い問題解決能力」

データサイエンス技術者として、データエンジニアリング力、データサイエンス力を総合的に発揮して実際の問題を解決できる能力を修得することが必要である。また、データサイエンス展開力には解決すべき問題を見出す能力も重要である。

(5) 組織として研究対象とする中心的な学問分野

情報・データサイエンス学科としての2コースに共通する部分と、データサイエンスコース及び情報工学コースのそれぞれに特化した部分の中心的な学問分野は以下のとおりである。

【情報・データサイエンス学科共通部分】

- ・ 情報倫理、情報と職業、ソーシャルイノベーション

【データサイエンスコース特化部分】

- ・ 確率論、統計学、機械学習、医療統計学、データサイエンス看護学、データ同化、農村地理情報学、デザイン・シンキング

【情報工学コース特化部分】

- ・ コンピュータシステム、コンピュータネットワーク、アナログ信号処理、情報理論、符号理論、時系列信号処理、メディアセキュリティ、最適化理論、確率過程とマルコフ解析

2. 学部・学科等の特色

前述のように、データサイエンス技術者には、データエンジニアリング力、データサイエンス力、データサイエンス展開力が統合的に求められるため、これまでの情報工学コースにおけるデータエンジニアリング力の涵養に加え、Society 5.0 の実現を見据えてデータサイエンス力の涵養を強化するとともに、データサイエンス展開力の育成にも対応する。特に、データサイエンス展開力の育成には、社会の様々な場面で取得される種々のデータに触れさせる教育が必要であり、総合大学である千葉大学全体がカバーする幅広い専門分野との緊密な連携による効果的な教育を実施する。

千葉大学全体がカバーする専門分野のうち、データサイエンスの実践分野としての展開の期待が高く、千葉大学の強みとして実績のある3つのカテゴリー「医療・看護」、「環境・園芸」、「人間・感性」の専門科目群に加え、データサイエンスの基幹的技術をカバーする実践的なカリキュラムを全学的な連携のもとに構築する。

本学部では学部全体を情報・データサイエンス学科とし、その中にデータサイエンスの応用に関する能力を強化した人材を育成するデータサイエンスコースと、データサイエンスの実現技術に関する能力を強化した人材を育成する情報工学コースを設置し、緊密な連携のもとで教育を実施することを特色としている。これは、卒業生が将来社会において活躍する状況を想定すると、データサイエンスの応用を担う技術者とデータサイエンスの実現技術を担う技術者が連携して社会実装にあたることが想定されるため、学士課程レベルの教育、とりわけプロジェクト型教育などのチームで行う実践型教育において、両コースの学生を一体的に学ばせることにより高い教育効果が期待できる。また、このプロジェクト型教育は、データサイエンスに関心を持つ他学部の学生にも開放し、データサイエンスの応用が期待される専門分野として設定する「医療・看護」、「環境・園芸」、「人間・感性」の専門分野群の枠組みを利用して、分野横断的な実践的教育を実施する。これにより、千葉大学全体の実践型データサイエンス教育の中心的存在として機能させ、総合大学としての全学スケールでの実践的データサイエンス教育の新たな展開を試みる点でも特色がある。

なお、本学は2020年度より「千葉大学グローバル人材育成 “ENGINE”」を実施し、発信力・自己表現力・コミュニケーション力を備えた世界で活躍する人材を育てるために、全ての学生が卒業・修了までに1回の海外留学をすることを必須としており、本学部においても、その方針に沿い、卒業までの1回の海外留学を必須とする。

3. 学部・学科等の名称及び学位の名称

(1) 学部・学科等の名称

- ・ 学部名称 : 情報・データサイエンス学部
- ・ 学科名称 : 情報・データサイエンス学科
- ・ コース名称 : データサイエンスコース, 情報工学コース

いずれのコースにおいても、データエンジニアリング力、データサイエンス力を主体とした知識・能力を涵養することが中心であり、これまで情報工学の名称で育成してきた専門人材像が基本であることから、「情報」の語を入れる必要がある。また、これをデータサイエンス技術者として新しく展開することを目指していることを明確にするために、「データサイエンス」の語を入れる必要があることから、これらを勘案して育成する人材像を的確に表す観点より、「情報・データサイエンス学部」という名称が適切である。学科の名称については、本学部全体に対応した学科であることに鑑み、情報・データサイエンス学科とすることが適切である。さらに、コースの名称としては、人材育成において重点をおく内容に対応して、データサイエンスコース及び情報工学コースとすることが適切である。

(2) 学位に付記する専攻分野の名称

- ・ 情報・データサイエンス学科 データサイエンスコース : 学士（工学）
　　情報工学コース : 学士（工学）

いずれのコースにおいても、データエンジニアリング力、データサイエンス力を主体とした知識・能力を涵養するものであり、工学分野の人材を育成するため学士（工学）が適当である。

4. 教育課程の編成の考え方及び特色

(1) 教育課程編成の基本的な考え方

我が国は、少子高齢化が進み、経済成長が伸び悩む中で、環境問題、食糧問題、格差と貧困、感染症などの様々な社会的課題に直面しており、これらの課題を克服しつつ、持続可能な社会を形成していく上で重要な岐路に立たされている。一方、IoT機器の小型化・低コスト化、情報通信技術やリモートセンシング技術の高度化、コンピュータ処理能力の向上等により、気象、植生、CO₂排出量、交通量、人流、物流、SNSなどに関する膨大かつ詳細なデータを入手・分析し、地球環境や人間の社会経済活動を鮮明かつリアルタイムに認識するための技術的土壌が整いつつある。このような背景から、膨大なデータを分析し、データの背後にある法則やルールを見出して社会的課題の本質を把握し、合理的な解決策を立案するデータサイエンスに注目が集まっている。他方で、地球環境や社会経済活動に関するデータを微視的・網羅的に収集する技術、収集したデータを自在に利活用できるように加工・蓄積する技術、さらには膨大なデータを高速処理するための技術に関しては、たゆまない研究開発が続けられており、これら技術の発展はデータサイエンス自体のさらなる深化を促す原動力となっている。

本学部の目的は、我が国の将来を支え、発展を促す基盤技術であるデータサイエンスを実践的に使いこなす人材を育成するとともに、データサイエンスの深化やデータサイエンスを支える周辺技術（センシング／情報通信技術、データ加工・蓄積・処理技術など：以下、情報工学技術）の高度化を担う人材を育成するための教育を行うことである。既存のデータサイエンス系の学部の多くはデータサイエンティストの育成に主眼が置かれているが、それに加えてデータサイエンス及びその周辺技術の深化を担う人材の育成を目指す点に本学部の重要な特色がある。さらには、前者と後者は切り離された技術分野ではなく、互いに連携しあうものであること、加えて入学後の学生の主体的な学びを尊重する立場から、2学科制とはせず、主として前者に関わる教育を行うデータサイエンスコースと後者に関わる教育を行う情報工学コースを置く1学科2コース制とする。さらに、1、2年次はコース分けを行わず、微積分学B1・B2やプログラミング入門など両者に共通する専門基礎科目に加えて、確率論、統計学などデータサイエンス寄りの専門基礎科目とコンピュータシステム入門、離散数学、アナログ信号処理などの情報工学寄りの専門基礎科目を広く選択的に履修させ、3年次でコース選択をするための準備的な期間とする。

2年次から3年次に進学する時点では、学生はデータサイエンスと情報工学のいずれかのコースを選択する。3年次以降は専門科目を履修する期間である。本学部では専門科目を共通専門科目、データサイエンス系専門科目及び情報工学系専門科目の3つの科目群に分類する。このうち共通専門科目は情報倫理、情報・データサイエンス基礎英語、ソーシャルイノベーション、卒業研究などデータサイエンス、情報工学の両コースに共通する科目群である。データサイエンス系専門科目は、治療・看護学、環境・園芸、感性工学などの分野へのデータサイエンスの具体的な活用事例に関する科目群であり、本大学の総合大学としての特徴を活かし、学内の他部局との協力のもと、応用例に即した豊富で多彩なデータを用いつつ、学生がデータサイエンスの活用法を実践

的に学べる機会を提供する。一方、情報工学系専門科目は、符号理論、コンピュータアーキテクチャ、オペレーティングシステム、時系列信号処理、メディアセキュリティなどデータサイエンスとその周辺技術（情報工学）の先端的な知識を修得するための専門科目群である。

実践的なデータサイエンティストには、データサイエンスの本質を理解しつつ、治療・看護学、環境・園芸、感性工学などデータサイエンスの具体的な応用分野に関する知見を有し、それら知見とデータサイエンスを組み合わせて合理的思考を行い、問題解決を図る能力が欠かせない。そのため、データサイエンスコースでは、専門基礎科目を一通り学んだ後、データサイエンス系の幅広い専門科目群の中から学生がそれぞれの興味にあった分野の科目を選択的に履修し、当該分野の知識とデータサイエンスの活用法を修得することで、自立したデータサイエンティストとして社会で活躍できる素地を形成する。一方、情報工学コースにおいては、専門基礎科目を学んだ後、情報工学系の専門科目群の集中的な履修を通して、データサイエンスと情報工学に関する先端的な学問分野の知識を習得し、データサイエンスの一層の深化を担う人材を目指すための意識付けを図る。

本学部を卒業した学生は、いずれのコースにおいても「学士（工学）」の学位を得る。

（2）科目区分

（1）述べた教育目的を達成するため、本学部の教育課程においては、開講する科目の括りとして、以下の科目区分（科目群）を設定する。

- ア) 普遍教育科目
 - イ) 共通専門基礎科目（専門基礎科目）
 - ウ) データサイエンス系専門基礎科目（専門基礎科目）
 - エ) 情報工学系専門基礎科目（専門基礎科目）
 - オ) 共通専門科目（専門科目）
 - カ) データサイエンス系専門科目（専門科目）
 - キ) 情報工学系専門科目（専門科目）

千葉大学全体の学士課程カリキュラムは、全学共通教育科目である普遍教育科目と、各学部の専門教育科目で構成されている。そのうち専門教育科目は、専門基礎科目と専門科目に区別される。本学部では、専門基礎科目として共通専門基礎科目、データサイエンス系専門基礎科目、情報工学系専門基礎科目の3つの科目群を置き、専門科目として、共通専門科目に加えて、データサイエンス系専門科目、情報工学系専門科目の3つの科目群を置く。

学生はまず、全学の共通教育である普遍教育科目により、幅広い視野と教養を身に付け、課題発見力を獲得する。そして、共通専門基礎科目の受講を通して、データサイエンスと情報工学の両コースに必要となる数学、物理学、及び基礎的なプログラミングの能力を身に付ける。同時に、データサイエンスと情報工学の両コースの専門基礎科目を2年次に学ぶことで、学生それぞれに両コースの特徴を理解させ、自らの興味に適した課題の発見を促し、3年次進級時に実行するデータサイエンス・情報工学のコース選択の際の判断材料を与える。

次いで、高次の専門科目群を履修する。データサイエンス系専門科目は、データサイエンスの

治療学、看護学などへの応用事例、環境工学や園芸などへの応用事例、ならびにデザイン工学・感性工学などへの応用事例に関する3つの科目群とデータサイエンス系プロジェクト研究という名称の科目から構成される。これらは、豊富なデータのシャワーを通してデータサイエンスの活用事例を学ぶ機会を与えることで、学生を実践的なデータサイエンティストに育てることを意図する科目群である。一方、情報工学系専門科目は、データサイエンスと情報工学の両方にまたがる先端的な学問分野に関する科目群であり、データサイエンスと情報工学の深化を支える人材として社会で活躍するために必要な先端的知識を提供する。共通専門科目には、情報・データサイエンス基礎英語、情報倫理、情報知的所有権セミナー、ソーシャルイノベーションなどの科目を用意し、情報・データサイエンス分野で必要となる英語スキルの習得に加えて、技術者倫理、知的所有権、情報・データサイエンス分野と社会との関わりについて実践的に学ぶ機会を与える。また、本学は2020年度より「千葉大学グローバル人材育成 “ENGINE”」を実施し、発信力・自己表現力・コミュニケーション力を備えた世界で活躍する人材を育てるために、全ての学生が卒業・修了までに1回の海外留学を実現する「海外留学環境の充実」や、世界の共通語である英語を多角的に学ぶ「グローバル教育の充実」、またICTを活用した学習支援環境であるスマート・ラーニングを通じた「いつでもどこでも学べる環境整備」に取り組んでいる。このENGINEプログラムに關係して、海外留学中に海外の大学で履修した科目を本学の科目として認定するための科目群を共通専門科目に用意する。

データサイエンス、情報工学の両コースとも、教員の指導のもと、具体的な課題に対して解決案を見出し、発信する能力を習得するために4年次に卒業研究を履修する。

以上のことについて、学生が実際に入学してから卒業するまでの履修の流れは【資料2、3】のとおりである。さらに、3年次にデータサイエンスコースを選択した学生の履修の流れを【資料4】に、情報工学コースを選択した学生の履修の流れを【資料5】に示す。

以下、普遍教育科目、専門教育科目それぞれについて詳述する。

【普遍教育科目】

① 国際発展科目群

グローバル化が進展する社会の中で必要となる言語能力・コミュニケーション能力とともに、国際社会や多文化共生社会で求められる国際認識、文化理解などを習得するための科目群であり、「英語科目」、「初修外国語科目」及び「国際科目」から構成される。英語科目は、基礎的な知識をさらに深化させて、それにふさわしい高いレベルの言語運用能力を身に付けること、またその運用能力の育成を通じて、異言語・異文化を体験理解し、異なる世界の発見と豊かな人間形成に資する科目群である。ドイツ語・フランス語・ロシア語・中国語・朝鮮語（韓国語）・スペイン語・イタリア語の運用能力を育成し、併せて、多様な言語文化を体験・理解する授業科目群である。国際科目は、国際社会での活動や多文化共生社会で求められる国際認識や文化理解など、国際化する社会で生きていくために基礎となる考え方を学ぶことを目的としており、必修科目である「国際科目（基礎）」と、選択科目である「国際科目（展開）」から構成される。

② 地域発展科目群

地域社会で生きていく中で、地域の課題解決や健康・福祉の増進に主体的にかかわっていくことができる能力や実践力を習得するための科目群であり、「スポーツ・健康科目」と「地域科目」を置く。スポーツ・健康科目はスポーツ種目を題材とした実技実習形式の科目であり、健康増進や人とのかかわり、スポーツと社会との関連について理解を深めるとともに、自己の「からだ」を通した知を形成し、実践力の育成を目指す。地域科目は、社会の一員として地域と関わりながら課題を主体的に設定し解決するマインドを育てる科目であり、必修科目である「地域科目（基礎）」と、選択科目である「地域科目（展開）」から構成される。

③ 学術発展科目群

学術発展科目群は、大学で扱われている様々な学問分野の幅広い知識や考え方、物の見方に触れることを通じて、学術的な観点から世界の認識を拡げていく科目群であり、「教養コア科目」、「教養展開科目」及び「数理・データサイエンス科目」から構成される。教養コア科目は大学での学びのきっかけを見出すための科目であり、論理コア（論理・哲学・社会）、生命コア（生命・心理・発達）、文化コア（文化・芸術・歴史）、環境コア（環境・生命・化学）の4つの科目群から構成される。教養展開科目は、教養コア科目の履修を通じて喚起された学問への興味・関心をさらに拡大・深化させるための科目群であり、7つのグループに分類された数多くの科目からなる。数理・データサイエンス科目は、高度情報社会で必要となる情報処理・データ分析能力と情報倫理を習得することを目的とする科目であり、「数理・データサイエンス科目（基礎）」と「数理・データサイエンス科目（展開）」から構成される。数理・データサイエンス科目は、本学部における専門教育科目の入門的・導入的な位置づけの科目に相当し、本学部の学生に積極的な履修を奨励する。

【専門教育科目】

① 共通専門基礎科目

データサイエンスと情報工学の両コースに必要となる数学、物理学、及び基礎的なプログラミングの能力を身に付けるための科目群であり、線形代数学B1・B2、微積分学B1・B2、力学基礎1、電磁気学基礎1、プログラミング入門、プログラムの設計と実現I・II・IIIといった講義科目を用意する。これらの科目はいずれも2単位である。さらに、線形代数学B1・B2、微積分学B1・B2、力学基礎1、電磁気学基礎1、プログラムの設計と実現I・IIについては、それぞれ1単位の演習科目を用意し、実践的な演習を通して、知識の十分な習得を期する。加えて、導入的な専門基礎科目として、情報・データサイエンス入門I・IIの2つの科目を置く（いずれも2単位）。

② データサイエンス系専門基礎科目

確率論、統計学、数値計算、多変量解析、機械学習I、機械学習II（いずれも2単位）といったデータサイエンスコースの中核的な専門基礎科目群であり、データサイエンスの基礎知識を修得させ、データサイエンスの本質を理解させるとともに、3年次進級時のコース選択の際の判断

材料を与えることを意図している。確率論、統計学、機械学習Ⅰについては、講義科目と連動した演習科目（1単位）を用意し、修得した知識を自在に運用できる能力を養う。

③ 情報工学系専門基礎科目

集合・代数・論理、フーリエ解析、コンピュータシステム入門、アナログ信号処理、コンピュータネットワーク、情報理論といった講義科目（いずれも2単位）と情報工学実験ⅠA～C（各1単位）、情報工学実験Ⅱ（2単位）からなる。この科目群では、学生にデータサイエンスを支える情報工学技術の概要を理解させ、その核となる基本的な知識を修得させるとともに、3年次進級時のコース選択の際の判断材料を与えることを意図している。

④ 共通専門科目

データサイエンス、情報工学両コースに共通する専門科目として、情報倫理、情報知的所有権セミナーなど、情報倫理や知的所有権に関する講義科目と、情報・データサイエンス基礎英語という名称の専門英語、テクニカルライティングに関する科目を用意する（いずれも2単位）。加えて、ソーシャルマイノベーション、情報と職業の2つの科目を通して、データサイエンスや情報工学と現実と社会との関わり方を学ぶ。また、海外留学中に海外の大学で履修した科目を本学の科目として認定するための科目群を用意する。

⑤ データサイエンス系専門科目

治療学・看護学への応用を意識した専門科目群（データサイエンス系専門科目（医療・看護））、環境工学、園芸への応用を意識した科目群（データサイエンス系専門科目（環境・園芸））、デザイン工学、感性工学などへの応用を意識した科目群（データサイエンス系専門科目（人間・感性））、及びデータサイエンス系プロジェクト研究からなる。

データサイエンス系専門科目（医療・看護）は、医療統計学・疫学、データサイエンス看護学概論などの科目（いずれも2単位）から構成される。データサイエンス系専門科目（環境・園芸）は、環境空間情報学、農村地理情報学、リモートセンシング工学、データ同化、IoTと環境センシングといった科目から構成される（いずれも2単位）。データサイエンス系専門科目（人間・感性）は、デザイン・シンキング、ディジタル画像処理、ヒューマンインターフェース、コンピュータグラフィクス、感覚・知覚測定法などの科目から構成される（いずれも2単位）。

⑥ 情報工学系専門科目

データサイエンスと情報工学を支える先端的な学問分野に関する知識を提供する科目群であり、数理系の科目群（確率過程とマルコフ解析、最適化理論など）、計算機科学に関連する科目群（オートマトン、オペレーティングシステム、インタプリタとコンパイラ、コンピューターアーキテクチャ）、IoT、情報通信、画像情報処理に関わる科目群（時系列信号処理、符号理論、メディアセキュリティ、分散情報処理）、及び情報工学系プロジェクト研究などから構成される（いずれも2単位）。

【先進科学プログラム科目】

高校2年生から飛び入学した先進科学プログラム生が履修する科目群であり、飛び入学のためには高校で習っていない数学や物理の補講から、個性的な発想力を養う科目、情報工学またはデータサイエンス分野において世界に貢献する独創的な研究を担うことができ、広い視野と柔軟な思考力を備えた個性的な人材を育成するために、先進科学セミナー、先進教養セミナー、オムニバスセミナーなどの科目を用意する。

なお、本学には数理・データサイエンス教育に係る全学副専攻プログラム「数理・データサイエンス教育プログラム」があり、このプログラムにはデータサイエンスの幅広い活用事例を網羅し、かつ本学の全ての学生が履修できる多彩な専門教育科目が用意されている。本学部の学生は、以上で述べた①から⑥の専門教育科目群に加えて、「数理・データサイエンス教育プログラム」が用意する専門教育科目を（専門科目の選択科目として）履修できる。取得した単位は10単位を上限として卒業に必要な単位数として算入できる。

5. 教育方法、履修指導方法及び卒業要件

(1) 授業科目のナンバリング

千葉大学では学生の立場に立った教育課程を進める仕組みとしてコース・ナンバリング・システムを全学的に導入しており、本学部においても適用する。このシステムにおいては、授業科目の順次性・体系性・難易度を表現するため、【資料6】の「千葉大学におけるコース・ナンバリングの原則のとおり、科目の開設に責任を持つ部局の文字コード、教育の基礎単位の文字コード、科目の水準コード、識別コードからなる5桁のコードを各授業科目に付す。これにより、個々の授業科目が千葉大学の教育プログラム全体の中でどの位置にあるかを示すとともに、学生が他学部や他学科等の授業科目を履修する際の指導や国内外の大学との単位互換につなげることを可能とする。各ナンバーは学年と対応するものではなく、学生は科目レベルに合わせて授業を履修することができる。

情報・データサイエンス学部では、第1文字コード（部局文字コード）を「R」とし、第2文字コードを以下のようにする。

情報・データサイエンス学部における第2文字コード

第2文字コードに係る 科目群の名称	第2文字 コード
共通基礎専門科目 (Common Basic Courses)	C
共通専門科目 (Common Specialization Courses)	
データサイエンス系専門基礎科目 (Data Science Basic Courses)	D
データサイエンス系専門科目 (Data Science Specialization Courses)	
情報工学系専門基礎科目 (Information Engineering Basic Courses)	I
情報工学系専門科目 (Information Engineering Specialization Courses)	

(2) 千葉大学における先駆的な教育課程編成・実施の方針に基づく教育

本学部では、前述の教育課程編成・実施の方針に基づき、以下の方針を定める。

「自由・自立の精神」を堅持するために

情報・データサイエンス分野の技術者として自己の目標を設定しつつ自己を評価検証する姿勢、自己の良心と社会の規範に則り高い倫理観をもって行動する姿勢、継続的な自己学修の必要性を理解し、新しい知識の獲得に意欲をもつ姿勢を育成する教育の機会を提供する。

「地球規模的な視点からの社会とのかかわりあい」を持つために

情報・データサイエンスの社会的、文化的位置を理解する教育科目、地球規模的な視点や地域の視点から持続的な社会の発展を目指して、課題を解決する能力を涵養するための多様な留学の機会、ICT技術を活用した柔軟な学修基盤を提供する。

「普遍的な教養」を涵養するために

国内外の多様な文化・価値観を深く理解し、文理横断的・異分野融合的な知を備え、それらを情報・データサイエンス分野の深化に向けて自ら活かす姿勢を涵養するとともに、地球的視点から社会・自然・環境について理解し、人類や社会が直面する課題と情報・データサイエンスとの関わりについて認識するための教育の機会を提供する。

「専門的な知識・技術・技能」を修得するために

情報・データサイエンス分野の知識を段階的・体系的に修得できる教育課程を編成し、科学的事象、思考結果を図や数式などで表現して他者と意思疎通を図るための教育科目、情報や知識をもとに実証的・多面的な視点から論理的に分析・表現するための教育科目、解決すべき問題を発見し、解決に必要な情報を収集するための教育科目を提供する。

「高い問題解決能力」を育成するために

自分の考えを伝え、相手の考えを理解するためのコミュニケーション、プレゼンテーション教育科目や英語による基本的なコミュニケーションを行うための専門教育科目を提供する。また、ICT技術を活用して多様な情報を収集・分析し、その結果を知的財産権や倫理に配慮しつつ情報・データサイエンス技術の研究開発・発展に利用するための方法を修得するとともに、情報を適切に発信するための学修の機会を提供する。さらに、情報・データサイエンスに関して獲得した知識・技能・態度等を総合的に活用し、社会的要請を踏まえて他者と協調・協働して研究開発を行い、主体的・能動的な問題解決を可能とするための学修の機会を提供する。

「学修成果の厳格な評価」のために

事前にシラバス等で提示する各授業目標への到達度によって、厳格かつ公正な評価を行う。成績評価を透明かつ公平に行うためGPA制度を採用する。講義科目では、試験、レポート、リアクションペーパー等でその達成度を評価し、実験・実習・演習科目では、試験、レポート、口頭発表、実技等でその達成度を評価する。

(3) 講義科目と演習科目の組み合わせ

共通専門基礎科目における、数学、物理、プログラミング関連の科目においては、講義形式の科目と並行して1単位の演習科目を用意し、特にプログラミング関連の科目においては十分な時間をかけて、豊富なデータを利用した様々な視点からの演習課題を課すことで、実践的なプログラミングスキルを習得できる機会を提供する。また、データサイエンス系専門基礎科目である確率論・統計学、機械学習といった講義科目については、やはり1単位の演習科目を用意し、様々な演習課題を通して確率、統計、機械学習といったデータサイエンスの基礎知識を自在に運用できるスキルを習得させる。

(4) データサイエンスの実践的活用事例に関する教育

実践的なデータサイエンティストには、データサイエンスの本質の理解に加えて、データサイエンスの具体的な応用分野に関する知識を有し、合理的思考を行って問題解決を図る能力が必要となる。このため、治療・看護学、環境・園芸、デザイン工学・感性工学に関する活用事例を解説する専門科目群を用意するとともに、それら科目群に加えて本学の副専攻プログラム「数理・

「データサイエンス教育プログラム」が用意する多彩な専門教育科目群の履修を通して、データサイエンスの活用事例を実践的に学ぶための教育を提供する。

(5) 主体的学びを促す実践的プロジェクト研究

データサイエンス・情報工学の専門分野、もしくはデータサイエンスの応用分野（治療・看護学、環境・園芸、デザイン工学・感性工学など）における実践的な課題を学生自らが見出し、その解決のために、学生個人もしくは学生のグループが教員の指導のもと課題解決に向けた研究を行い、最後に研究成果を発表するというプロジェクト研究科目（データサイエンス系プロジェクト研究、情報工学系プロジェクト研究）を3年次後期に用意する。学生には、データサイエンス系プロジェクト研究もしくは情報工学系プロジェクト研究にいずれか一つを選んで履修することを推奨する。これらプロジェクト研究科目は、修得した知識を実践的に活用する場であるとともに、4年次の卒業研究1、卒業研究2（いずれも3単位：必修）の導入的な役割を担う。

(6) 単位の履修登録上限制度（キャップ制）

各学年に、単位の実質化を図るための履修登録上限制度（キャップ制）を設定する。上限は1年単位（6ターム単位）で設定する。「(8) 卒業要件」の項目で説明するように、卒業要件は130単位であり、4年次で履修する卒業研究1と卒業研究2の計6単位を除く124単位を3年で履修する場合、1年で41単位の履修が必要になる。このため、1年次～3年次の1年毎に45単位を登録上限として、実質的な学習時間を確保する。

(7) 英語による授業の実施

専門科目の一部（コンピュータネットワークなど）を英語により実施するとともに、学生の英語の習熟度等を勘案しつつ、英語による授業数を増加させる。

(8) 卒業要件

本学部の卒業要件は130単位の修得であり、区分毎の必要単位は、以下のとおりである。

【データサイエンスコース】

- | | |
|------------------|---------------------|
| ○普遍教育科目 | : 26 単位 |
| ○共通専門基礎科目 | : 29 単位以上 (24 単位必修) |
| ○データサイエンス系専門基礎科目 | : 12 単位以上 (8 単位必修) |
| ○情報工学系専門基礎科目 | : 9 単位以上 (9 単位必修) |
| ○共通専門科目（卒業研究含む） | : 10 単位以上 (8 単位必修) |
| ○データサイエンス系専門科目 | : 22 単位以上 |
| ○情報工学系専門科目 | : 6 単位以上 |

【情報工学コース】

- 普遍教育科目 : 26 単位
- 共通専門基礎科目 : 29 単位以上 (24 単位必修)
- データサイエンス系専門基礎科目 : 8 単位以上 (6 単位必修)
- 情報工学系専門基礎科目 : 13 単位以上 (11 単位必修)
- 共通専門科目 (卒業研究含む) : 10 単位以上 (8 単位必修)
- データサイエンス系専門科目 : 12 単位以上
- 情報工学系専門科目 : 16 単位以上

(9) 履修モデル

【資料 7】に、データサイエンスコースの学生の履修例を示す。データサイエンスコースの場合、特に専門科目についてはデータサイエンス系専門科目と情報工学系専門科目の両方から幅広く選択的に履修するスタイルとなる。

【資料 8】に、情報工学コースの学生の履修例を示す。情報工学コースの場合、データサイエンスコースと比べて、特に専門科目については情報工学系専門科目を中心に履修するスタイルとなる。

6. 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合

本学部では、「学則」及び「千葉大学における多様なメディアを高度に利用して行う授業に関する要項」に基づき、多様なメディアを高度に利用した授業を実施する。

多様なメディアを高度に利用した授業について、本学では1回の授業の開始から終了までの全時間に渡り、インターネット及び学習管理システム(LMS)等を利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、「千葉大学における多様なメディアを高度に利用して行う授業に関する要項」に定めている同時方向型及びオンデマンド型の授業の用件を満たしたものと「メディア授業」と定義しており、メディア授業の実施にあたっては、学生は個々の授業において設定された LMS (Learning Management System: 学修管理システム) 等を通じて、授業に関わる資料の事前入手や、課題やコメントペーパーの提出を通じた教員とインタラクティブなコミュニケーション等を行っている。

なお、留学時においても、学生は世界の高等教育機関や研究機関等において国際的にキャンパス無線 LAN の相互利用が可能なローミングサービスである eduroam のアカウントを事前に取得すること等により、インターネット環境の利用が可能であり、留学しながら多様なメディアを高度に利用した授業を受講することができる。

7. 編入学定員を設定する場合の具体的計画

編入学定員：8名

本学部での学修を希望するさまざまな志望動機や能力を有する者を受け入れるため、高等専門学校及び短期大学を卒業した者等を対象として、3年次に編入学が可能となる試験を実施し、学生を受け入れる。

既修得単位認定については、入学する学生が高等専門学校及び短期大学等で過去に修得した単位について、その内容（シラバス）、時間数及び成績等を勘案したうえで、本学部の開設科目等（全学開講科目を含む）で認定可能な科目について、個々の科目単位で認定する。なお、履修方法は、原則【資料7】及び【資料8】のうち13ターム以降の科目及び過年度の不足する科目を履修する。

また、上記のとおり、学生により既修得単位認定の科目及び単位数が異なるため、3年次編入学学生に対し、担当教員を中心とし、入学時及び各学期単位でその個別の状況に応じて適切に指導を行うこととしている。

8. 企業実習（インターンシップを含む）や海外語学研修等の学外実習を実施する場合の具体的計画

企業実習として、専門科目における理論・実習などに関する学習成果を、関連ある学外での研修を通じて応用・実践し、社会的視野を身につけ、学生の学部専門科目への一層の関心と学習効果を図ることを目的として「インターンシップ」の科目を開設する。ここでは、本学部の科目に関連する技術的内容について2週間（60時間以上）の実習を行うことを原則とし、学生は、希望する各種web・通知等で公募された企業インターンシップ等について、当該企業・担当教員との内容を確認したうえで実習を行い、その成果を確認のうえ、最終的に単位認定を行う。

海外留学については、次世代型人材育成にあたり必要不可欠な資質・能力となる国際性、多様な価値観及び語学力・コミュニケーション能力等を涵養するため掲げている千葉大学グローバル人材育成“ENGINE”に基づき、短期間の留学プログラムから、全学（部局間）交流協定に基づく大学への長期留学まで、オンラインを含むさまざまな語学レベル・内容に応じた留学プログラムを用意している。また、留学の準備・実施にあたり、留学支援職員（留学生課等）や担当教員によるサポート、日本学生支援機構及び大学独自（ENGINEサポート）による学生への経済的支援、海外旅行保険及び危機管理サービスへの加入への必須化、プログラムに合わせた事前・事後指導の実施等を行っている。

9. 取得可能な資格

卒業要件単位に含まれる科目のほか、教職関連科目の履修により、高等学校教諭一種免許状（情報）の資格取得が可能である。

10. 入学者選抜の概要

(1) 情報・データサイエンス学部が求める学生

本学部が基本理念に掲げる人材育成を実現するために、前述の入学者受け入れの方針に沿った学生を選抜する。

(2) 選抜方法

本学部の入学定員は 100 名で、入学者選抜については、大学入学共通テスト及び本学が実施する個別学力検査等により行う。

i) 一般入試（前期日程）

募集人員は、70 名（令和 6 年度は 90 名）とし、大学入学共通テストと個別学力検査を課す。

大学入学共通テストについては、理系と文系双方の分野における幅広い知識・能力を測定するため、令和 6 年度は国語、数学 2 科目、外国語、理科 2 科目及び地歴公民から 1 科目の 5 教科 7 科目を課す。大学入学共通テストの配点は、国語 100 点、数学 100 点、外国語 100 点、理科 1 科目あたり 50 点、地歴公民 50 点の計 450 点に圧縮換算する。また、令和 7 年度からは国語、数学 2 科目、外国語、理科 2 科目及び地歴公民から 1 科目、情報の 6 教科 8 科目を課す。大学入学共通テストの配点は、国語 100 点、数学 100 点、外国語 100 点、理科 1 科目あたり 50 点、地歴公民 50 点、情報 25 点の計 475 点に圧縮換算する。

個別学力検査については、数学、英語、理科 2 科目（物理、化学）を課す。個別学力検査の配点は、数学 300 点、英語 300 点、物理 200 点、化学 100 点の計 900 点とする。

このように大学入学共通テストと個別学力検査の配点は、令和 6 年度は 450 点対 900 点、令和 7 年度は 475 点対 900 点とし、個別学力検査の成績を重視することとする。

以下に大学入学共通テストの配点を示す。

【大学入学共通テスト（令和 6 年度）】

教科	科目数	科目名	配点
国語	1	「国語」	100
数学	2	「数学 I ・ 数学 A」	50
		「数学 II ・ 数学 B」	50
外国語	1	「英語」※、「ドイツ語」、「フランス語」、「中国語」、「韓国語」から 1 つ選択	100
地理歴史、公民	1	「世界史 B」、「日本史 B」、「地理 B」、「倫理、政治・経済」から 1 つ選択	50
理科	2	「物理」	50
		「化学」	50

※英語はリスニングを含む。

【大学入学共通テスト（令和7年度から）】

教科	科目数	科目名	配点
国語	1	「国語」	100
数学	2	「数学Ⅰ・数学A」	50
		「数学Ⅱ・数学B・数学C」	50
外国語	1	「英語」※、「ドイツ語」、「フランス語」、「中国語」、「韓国語」から1つ選択	100
地理歴史、公民	1	「地理総合、地理探求」、「歴史総合、日本史探求」、「歴史総合、世界史探求」、「地理総合、歴史総合、公共」、「公共、倫理」、「公共、政治・経済」から1つ選択	50
理科	2	「物理」	50
		「化学」	50
情報	1	情報I	25

※英語はリスニングを含む。

ii) 外国語検定試験を活用した個別学力検査

大学入学者の能力を多面的に評価する方策の一つとして、個別学力試験においてGTEC, TOEFL, TOEIC及び英検等の外国語検定試験の成績を活用する。一般入試の前期日程において外国語検定試験のスコアによって「外国語」の得点に、満点を上限として以下の所定の点数を加点する。

「外国語」の得点換算	Cambridge English	実用英語技能検定(英検)	GTEC	IELTS	TEAP	TEAP CBT	TOEFL iBT	TOEIC L&R + TOEIC S&W
10点加点	160以上	2300以上	1190	5.5	309	600	72	1560以上
		1級又は準1級	以上	以上	以上	以上	以上	
5点加点	153以上	2180以上	1120	5.0	280	540	62	1420以上
		準1級又は2級	以上		以上	以上	以上	

iii) 総合型選抜

「論理的な思考に優れた人はプログラミングを容易に身に付けることができる」という観点から、データサイエンスや情報工学に関する優れた論理的思考や能力を備えた学生を、情報科学やプログラミング能力に関する優れた活動実績（例えば、日本情報オリンピックの本選参加など）をもとに選抜する。

令和6年度は、受験生への周知期間が短いことから、工学部総合工学科情報工学コースに準じ、募集人員は10名として実施する。

第1次選考は提出書類による書類選考、第2次選考では口頭試問を含む面接試験により、合格内定者を決定する。また、合格内定者のうち、大学入学共通テストにおいて下記の指定教科・科目の総得点（配点合計）が概ね70%に達した者を最終合格者とする。

【大学入学共通テスト（令和6年度）】

教科	科目数	科目名	配点	
数学	2	「数学Ⅰ・数学A」	100	合計 600
		「数学Ⅱ・数学B」	100	
理科	2	「物理」	100	
		「化学」	100	
外国語	1	「英語」※、「ドイツ語」、「フランス語」、「中国語」、「韓国語」から1つ選択	200	

※英語はリスニングを含む。

また、令和7年度以降については、大学入学共通テスト以外の学力検査方法を検討し、準備ができ次第実施する。

iv) 学校推薦型選抜

学校推薦型選抜は、令和7年度から実施するものとし、令和6年度は受験生への周知期間が短いことから実施しない。また、本選抜において女子枠を設ける。募集人員は30名とし、うち女子枠を15名とする。

出願に要件を設定し（調査書の評定A以上）、口頭試問を含む面接試験の結果、合格内定者を決定する。また、合格内定者のうち、大学入学共通テストにおいて下記の指定教科・科目の総得点（配点合計）が概ね70%に達した者を最終合格者とする。

【大学入学共通テスト（令和7年度）】

教科	科目数	科目名	配点	
数学	2	「数学Ⅰ・数学A」	100	合計 650
		「数学Ⅱ・数学B・数学C」	100	
理科	2	「物理」	100	
		「化学」	100	
外国語	1	「英語」※、「ドイツ語」、「フランス語」、「中国語」、「韓国語」から1つ選択	200	
情報	1	情報I	50	

※英語はリスニングを含む。

v) 私費外国人入学試験

募集人員は若干名とする。

選考は面接（口頭試問）及び提出書類（TOEFL または TOEIC L&R の成績評価証明書、出身学校の成績証明書等）、日本留学試験の成績による選考とする。

vi) 飛び入学試験

飛び入学試験は、現在工学関連分野（工学部総合工学科情報工学コース）で実施している方式I、方式IIを情報・データサイエンス分野として引き続き実施する。

方式Iの募集人員は若干名である。情報数理・データサイエンスに関して優れた資質を有し、その探求を志すもので、日本情報オリンピックの一次予選又は前年度の予選に参加したものを対象とする。情報数理・データサイエンスにおける知識・能力を測定するため、1次選考として情報数理に関する課題論述、2次選考として面接を課す。

方式IIの募集人員は若干名である。1次選考として提出書類及び個別学力検査（一般選抜前期日程）、2次選考として面接を課す。なお、個別学力検査の受験科目は、一般入試（前期日程）と同じとする。

vii) 3年次編入試験

募集人員は8名とする。

高等専門学校、理工系の短期大学または短期大学の理工系の学部を卒業した者または卒業見込みの者のうち、成績が上位10%程度以内で出身学校長が責任を持って推薦できる者を対象に学校推薦での3年次編入選抜を行う。

選考は、面接及び口頭試問、推薦書・成績証明書の内容をもとに行う。

1.1. 教員組織の編成の考え方及び特色

本学部は、現在の工学部総合工学科の情報工学コースを母体として設置するものであり、その関連教員が教育組織の主体となる。現在の情報工学コースから移行する教員は、新学部においては数学、物理学、プログラミング技法に関する科目群（共通専門基礎科目）、確率論、統計学、機械学習、深層学習などデータサイエンスの基礎技術を修得するための科目群（データサイエンス系専門基礎科目）、コンピュータシステム、コンピュータネットワーク、情報理論など情報工学の基盤となる科目群（情報工学系専門基礎科目）、ならびにデータサイエンスと情報工学の先端的知識を提供する科目群（情報工学系専門科目）を中心に担当する。これら科目を担う教員を、その多くが所属する教員組織である工学研究院から、新たに設置する教員組織である情報学研究院に異動させる。この情報学研究院は、データサイエンスに関する教育、研究の全学的な展開の核となる教員組織として機能させるもので、柔軟で機動的な運営を実現するため、全体を総合情報学講座として運営し、データサイエンスに関する全学的な連携研究を行うための緩やかなつながりの仕組みとして機能させる。加えて、データサイエンスの具体的な実践例を学ぶためのデータサイエンス系専門科目群（医療・看護、環境・園芸、人間・感性）については、学内他部局からの異動や新規採用により情報学研究院に配置した専任教員や、各専門科目に関連する他部局の兼務教員が全学的なサポート受けつつ主として担う。さらに、プロジェクト型教育は、情報工学コース及び学内他部局からの異動教員、新規採用教員、他部局の兼務教員が共同で担当する。

なお、新学部担当教員のデータサイエンス、情報工学両コースへのコース分けは行わない。データサイエンスコースの目的は実践的データサイエンティストの育成であり、情報工学コースの目的はデータサイエンスやその周辺技術の深化を担う人材の育成であるが、両者は相互に関連するものであり、各教員は前者と後者の両方の教育活動を担う。したがって、卒業研究においても、一人の教員がデータサイエンスコースの学生と情報工学コースの学生を同時に指導することとなる。

以上のような考え方による教員組織である情報学研究院を新たに設置することにより、データサイエンスに関する教育や研究の機動的運営を実現するとともに、データサイエンスに関わる大学全体の教員との広範で緊密なネットワークを形成する点に特色がある。

専任教員 38 名の職名の内訳は、教授 13 名、准教授 15 名、講師 1 名、助教 9 名であり、そのうち女性教員が 10 名で約 26.3% を占め、外国籍教員が 3 名で約 7.9% を占めている。

なお、専任教員 38 名のうち、令和 6 年 4 月時点での 50 歳未満の教員は 22 名、50 歳以上 60 歳未満の教員は 9 名、60 歳以上の教員は 7 名である。完成年度である令和 9 年度以前に、国立大学法人千葉大学就業規則第 15 条 1 項【資料 9】で規定する定年に達したことに伴い退職する教員は 3 名のみであり、教育研究水準の維持向上等に支障がない構成となっている。

12. 研究の実施についての考え方、体制、取組

(1) 研究の実施についての考え方、実施体制

本学は『世界に冠たる千葉大学へ』を目標に掲げ、令和3年7月に千葉大学ビジョン「Chiba University Aspirations」を策定し、研究については、国際頭脳循環の中核として世界最先端の研究を展開することを目的として、「学問の多様性を尊重し独創的な研究を推進」「学際研究領域を開拓する世界水準の学術研究を推進」「新たな価値を創造するイノベーティブな研究を推進」「国際高等研究基幹による戦略的な研究教員組織を構築」の4つの戦略を掲げている。

上記の戦略の達成に向けて、本学では、大学全体の学術研究・イノベーションを推進する「IMO」と、特に先端的な研究を推進する「IAAR」の2つの組織により研究及び研究者支援を実施している。

① 学術研究・イノベーション推進機構（IMO）

イノベーション創出のための産学官連携拠点「学術研究・イノベーション推進機構（IMO）」を中心に、中長期的な視点で研究群を支援し、知が集積された総合大学として分野横断的な研究プロジェクトを先導して、社会課題解決に向けた研究を推進することにより、企業への技術移転や新規ベンチャーを創出し、研究成果を社会に還元している。IMOではURA（University Research Administrator）が研究推進部（事務局）と連携して最先端研究の推進を支援するとともに、企業等とのコーディネート活動等の一層の強化によって、社会価値創出のための様々な取り組みを実施する体制の整備と強化を実現している。

② 国際高等研究基幹（Institute for Advanced Academic Research：IAAR）

先駆的・先端的な研究分野への積極的な支援をさらに進めるため、令和4年度に国際高等研究基幹（Institute for Advanced Academic Research：IAAR）を設置した。IAARでは世界最先端の研究を展開することを目的として、それぞれの分野において世界と伍する先鋭的研究を戦略的に取り上げ支援している。併せて、研究の進展を通じて、中堅・若手研究者の育成を行い次世代のイノベーション創出の担い手となる研究者を育成している。

(2) 研究活動をサポートする技術職員やURAの配置状況

本学において、研究活動をサポートする技術職員を計66名、URAを計23名雇用している。なお、URAは「IMO」及び亥鼻キャンパスにおける改革・機能強化を推進し、研究機能も有する組織として、次世代対応型医療人育成及び治療学の拠点を創成することを目的とする「未来医療教育研究機構」において、知財支援を実施している。

医薬・バイオ分野のシーズについては、研究者の単独の研究成果として創出されたものか、研究者と外部の機関・団体・企業との共同研究成果として創出されたものかを問わず、亥鼻地区において未来医療教育研究機構のURAが知財支援を実施している。

13. 施設、設備等の整備計画

(1) 校地、運動場の整備計画

本学部の教育・研究を支える校地は、千葉大学の西千葉キャンパスである。西千葉キャンパスには、6学部、5研究科等が設置されており、千葉大学における中心的なキャンパスであり、附属図書館、イングリッシュハウス、けやき会館、総合安全衛生管理機構、食堂、ライフセンター等の福利厚生施設が充実しており、本学部が新設されても、既存の教育組織と十分共用することが可能である。

運動場については、西千葉キャンパス内に設置されている陸上競技場、サッカー・ラグビー場、野球場、テニスコート、バレーコート、第一体育館、武道場を活用する。このほか、西千葉キャンパスには、弓道場、ゴルフ練習場、プール等が整備されている。

学生が休息するスペースは、文化系サークル会館、音楽系・体育系サークル会館があるとともに、総合学生支援センター、イングリッシュハウス内外に談話室、喫茶室等が備えられており、各校舎にもリフレッシュルーム、自習室等が整備されている。

(2) 校舎等施設の整備計画

教室については、1学年の学生定員100名を収容できる大講義室、各専門科目群を開講するための中・小講義室、演習や実験を行うための演習室・実験室などを、西千葉キャンパスの既存施設、特に工学部棟を中心として、学生の動線に配慮しながら確保・整備する。

教員の研究室についても、西千葉キャンパスの既存施設の中で、教員集団としてのまとまりを形成できる位置に確保し、電気・水道・ガス・空調・情報コンセント等の必要な機能を備えた演習室・実験室等を隣接させて、教員と学生のコミュニケーションがスムーズにとれるように整備する。なお、【資料7】及び【資料8】のとおり、各タームに科目を配置することとしているが、十分に対応できる講義室等の数となっている。

(3) 図書の資料及び図書館の整備計画

大学全体の所蔵資料は、図書約126万冊、電子書籍約33,000タイトル、雑誌約25,000タイトル、電子ジャーナル約2万タイトル、各種データベース28種等を、学生・教職員の利用に供している。

本学部においては、幅広い分野のデータを対象とした教育研究を計画していることから、情報科学や数学分野だけでなく、理工系、人文社会学系、生物医学系等の分野を合わせ持つ総合大学の附属図書館として整備している資料全体が、本学部での学習研究に役立つと考えられる。また、電子書籍や電子ジャーナル、データベースの大半は、本学の学生・教職員が自身のアカウントで認証を受けることでキャンパス外からも利用可能となっており、時間や場所にとらわれることなく資料を利用して学習を行うことができる。また、機関リポジトリにより9万件を超える研究成果を発信し、誰もがアクセスできる環境を構築している。

なお、本学部を設置する西千葉キャンパスにある附属図書館本館は、授業期間中の平日は22時半、土日祝日は18時まで開館しており、学生は授業の合間や終了後などの時間に、図書館内

での学習が可能となっている。館内には、ディスカッションのできるエリアや静かに学習するエリアのほか、グループ学習室（最大 10 名× 2 室）や研究個室（8 室）など、必要な環境を選んで使用できる様々な閲覧席（1,552 席）があり、SPSS, Mathematica, Python などを利用できる教育用端末を 50 台配備している。館内では持込ノート PC などを大学の無線 LAN に接続して使用することができ、発話を伴うオンライン授業を受講できる席も用意している。

さらに、附属図書館は教育学習支援組織であるアカデミック・リンク・センターと協働して、各種個別相談の実施や、文献検索や英語論文作成に関するセミナー及び英語論文ライティング個別相談を実施するなど、授業外での学習・研究を支援する体制を整えている。

また、附属図書館では、国立情報学研究所の NACSIS-ILL 等図書館相互利用（Inter-Library Loan : ILL）システムを利用して、本学に所蔵のない資料の複写取寄せや現物借用の利用に応えている。学生は、本学の学生証を提示することで全国の国立大学附属図書館を訪問して資料閲覧等の利用ができるほか、千葉県立図書館からの資料取寄せ、覚書を締結しているアジア経済研究所図書館については資料貸出を含めた利用が可能であり、教育研究に必要な幅広い分野の資料を利用できる環境が整備されている。

14. 管理運営及び事務組織

(1) 学部長

千葉大学では、大学全体の教育・研究機能の抜本的向上を目指すとともに、大学運営においても、機能的な経営戦略会議を設置し、教育については学長を基幹長とする国際未来教育基幹を設置して、機動的に教育改革を行う体制が整備されている。なお、学部長は、必要に応じて本学部に複数名の候補者の推薦を求めつつ、学長が選考することとし、これによって、千葉大学のミッションを踏まえた学部のミッションを直接学部運営に反映することのできる管理運営体制を構築する。

(2) 教授会

本学部に教授会を置き、「学生の入学、卒業及び課程の修了」「学位の授与」「教育研究に関する重要事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」について審議を行う。なお、教授会は、学部長を議長、教授・准教授・講師を主たる構成員として、必要に応じて開催する。

(3) 関連する委員会

学部の恒常的な業務を円滑に、かつ機動的に処理するため、学部代議員会、総務委員会、教務委員会、入試委員会等の常設委員会を置く。なお、学部代議員会は、学部長・副学長・評議員・その他学部長が必要と認めた者が構成員となり、教授会から付託された事項について、審議を行う。

(4) 事務組織

千葉大学の事務組織は、大学全体の運営に係る業務を遂行するため法人に置く事務局及び学部等における事務を遂行するためキャンパス毎に置く事務部で編制されており、本学部の事務は主に西千葉キャンパスにおかれる学部等の事務を担う西千葉地区事務部が行う。西千葉地区事務部は、6学部5研究科等を横断する業務別の組織として、約110名の専任の職員と約70名の非常勤職員が配置されており、本学部の設置後も適切な事務の遂行が可能である。

また、学生生活、学生相談、キャリア形成、就職等に係る支援方法の企画・立案・実施及び改善・充実に関する業務については国際未来教育基幹キャビネット学生支援センターが、学生の修学管理、修学環境管理及び健康管理その他学生保健に関する業務については総合安全衛生管理機構が、その事務を担う学務部学生支援課の事務職員と協働して実施している。

15. 自己点検・評価

(1) 千葉大学の自己点検・評価

千葉大学では、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら行う点検及び評価（以下、「点検・評価」という）並びに点検・評価の結果を踏まえた改善及び向上活動（以下、「改善・向上活動」という）に関する必要な事項を「国立大学法人千葉大学点検・評価規程」に規定している。

同規程では、点検・評価を実施する組織を運営基盤機構大学評価部門（以下、「大学評価部門」という）が別に定めることとしており、これを受け大学評価部門が「教育の質保証に関する自己点検・評価の手引き」において、各分野（基本組織、管理運営、財務運営、内部質保証体制の構築、情報設備、施設設備、学生支援、学生受入、教育課程と学修成果）における点検・評価の実施組織を定めている。この内、教育課程と学修成果については各学部・研究科等が点検・評価を実施し、それ以外の分野については国際未来教育基幹キャビネットや総合安全衛生管理機構等の全学組織が点検・評価を実施することとしている。なお、点検・評価結果については、大学評価部門が取りまとめ、公表することとしている。

上記の質保証体制について、令和3年度に受審した大学機関別認証評価では、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしているとの評価を得ている。

(2) 情報・データサイエンス学部の自己点検・評価

本学部では、「国立大学法人千葉大学点検・評価規程」に則り、学部内に「自己点検・評価委員会」を設置する。

本学部の基本理念の実現のために、大学評価部門及び全学組織との連携を図りつつ、「自己点検・評価委員会」が中心となって、教育課程と学修成果に関する事項（学位授与方針が具体的かつ明確であること、教育課程方針が学位授与方針と整合的であること、教育課程の編成及び授業科目の内容が学位授与方針及び教育課程方針に則して体系的であり相応しい水準であること等）について、定期的に点検・評価を行い、必要に応じて改善・向上活動を行う。また、5年に一度、本学部の総合的な状況について学外者による外部評価を実施し、その結果を公表する。

16. 情報の公表

(1) 大学としての情報公表

千葉大学では、インターネット上に大学のウェブページを開設しており、大学の概要・理念と中期目標・中期計画など、大学の基礎的情報を発信するとともに、3つのポリシーやカリキュラム等の教育情報、学則等の各種規程など必要な項目を公開している。具体的な公表項目の内容と公開しているウェブページのアドレスは以下のとおりである。

- 大学案内 <https://www.chiba-u.ac.jp/general/>
- 教育研究情報（学校教育法施行規則第172条の2関係）
 - ア. 大学の教育研究上の目的に関すること
 - イ. 教育研究上の基本組織に関すること
 - ウ. 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
 - エ. 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
 - オ. 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
 - カ. 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
 - キ. 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
 - ク. 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
 - ケ. 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

※上記のア～ケの公表

<https://www.chiba-u.ac.jp/general/disclosure/teaching/index.html>

コ. その他

教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報、設置認可申請書、設置届出書、設置計画履行状況等報告書

<https://www.chiba-u.ac.jp/general/disclosure/teaching/index.html>

自己点検・評価報告書、認証評価の結果

<https://www.chiba-u.ac.jp/general/disclosure/announce/index.html>

学則等各種規程

<https://www.chiba-u.ac.jp/general/disclosure/teaching/index.html>

(2) 情報・データサイエンス学部としての情報提供

本学部の教育・研究活動の情報については、大学及び本学部のウェブページにおいて公表する。千葉大学における広報戦略本部の基本方針に沿い、その形式・内容に関するガイドラインに従つてウェブページを作成し、情報公開につとめる。また、本学部の特色やカリキュラム等の特徴を記載した広報パンフレットを作成し、配布する。

17. 教育内容等の改善をはかるための組織的な研修等

本学では、学長のガバナンスを確立し、学長のリーダーシップの下、学士課程から大学院課程を通じて一貫した教育改善を行う組織として、国際未来教育基幹（基幹長：学長）を設置し、本基幹の下に国際未来教育基幹キャビネット設置を設置している。本キャビネットは、海外の高等教育事情や先進的な教育実践に精通している複数の人材（外部有識者）を構成員に加え、本学の教育改革及び先導的プログラムに関する提案、助言及び評価を実施し、教育のグローバルスタンダードへの対応を推進するアドバイザリー・ボードの役割を果たしている。

また、同キャビネットの下には、複数の機能別のセンターを配置し、教育改革の実施機関として、全学的見地から、それぞれ教養教育・英語教育・国際化教育・教育DX・学生支援・入試改革・学修支援等を担っている。

さらに、各センターの司令塔的役割を担う高等教育センターでは、教育改革に加え、質保証・FD部にて全学的なFD活動を実施するとともに、各部局に配置されたFD推進専門委員と連携して、各部局のFD活動の支援を恒常的に行っている。具体的には、教員のキャリア、役職に応じたFDの実施を目的としたFDマップを基に、毎年度、全学及び各学部・大学院、全学教育センターが年度当初にFD計画書を作成し、FD活動を展開した後、年度末にFD成果報告書を作成し、当該年度のFD活動の振り返りを行っている。

18. 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制

ア. 教育課程内の取組について

千葉大学は、千葉大学憲章において「つねに、より高きものをめざして」を理念とし、未来志向型総合大学としての使命を達成するため、教育面においては「自由・自立の精神を堅持して、地球規模的な視点から常に社会とかかわりあいを持ち、普遍的な教養（真善美）、専門的な知識・技術・技能および高い問題解決能力をそなえた人材の育成」を目標として掲げている。また、キャリア教育ポリシーを設け、教養教育におけるキャリア教育関連科目の設置、インターンシップや実践演習等の充実、キャリア・ポートフォリオの導入など、体系的なキャリア教育を推進している。

イ. 教育課程外の取組について

千葉大学では、就職ガイダンスの開催、就職相談の実施、求人情報をはじめとした就職情報の提供、OG・OB名簿の閲覧など、学生が自身のキャリアを考え、社会で活躍できるための様々な支援を行っている。

就職ガイダンスについては、就職活動全般についての「スタートアップガイダンス」、全学年を対象とした「仕事研究セミナー」、就活開始直前の「パワーアップガイダンス」、合同企業説明会、OB・OGとの交流会、低学年向けの「キャリアガイダンス」等を実施している。

就職相談では、キャリアアドバイザーが就職活動とはどのように行えばよいのかといった初步的なことから、応募書類の添削、模擬面接等、個々の学生のニーズに応じて1対1の個別相談を行っている。

ウ. 適切な体制の整備

千葉大学では、国際未来教育基幹キャビネットに置かれた学生支援センターに、生活・経済支援部、勧誘行為対応部、障害者支援部、健康相談部、課外活動支援部、ピアサポート部、キャリアサポート部、学生相談室を設置、それぞれが連携しながら、学生生活、学生相談、キャリア形成、就職支援に係る企画・立案・実施をしている。

全学的なキャリア形成支援・就職支援については、事務組織として学務部就職支援課が中心となって行っている。同課では、キャリアアドバイザー3名を含む専任職員8名を配置し、就職ガイダンスの開催、就職相談を実施するとともに、キャリア形成支援・就職支援に関する情報コーナーを設置して全学生に対し支援を行っている。各学部には、就職支援コーナーを設け、それぞれの学部に対応した就職支援を行っている。

資料目次

資料 1. 養成する人材像と学位授与の方針, 教育課程編成・実施 の方針との相関及び関係性	P2
資料 2. カリキュラムマップ（授業科目とディプロマポリシー 及びカリキュラムポリシーとの関連）	P3
資料 3. 情報・データサイエンス学部生の履修の流れ	P4
資料 4. データサイエンスコース選択学生の履修の流れ	P5
資料 5. 情報工学コース選択学生の履修の流れ	P6
資料 6. 千葉大学におけるコースナンバリングの原則	P7
資料 7. データサイエンスコース選択学生の履修モデル	P14
資料 8. 情報工学コース選択学生の履修モデル	P15
資料 9. 国立大学法人千葉大学就業規則	P16

育成する人材像

**データサイエンスコース
(実践的データサイエンティスト)**

「データサイエンス展開力」

様々な現実の問題の解決にデータサイエンスを応用し、新しい展開やビジネスにつなげる能力

「データサイエンス力」

統計学や機械学習などの知識とプログラミングスキルを駆使して、現実のデータを分析し、本質を明らかにする能力

「データエンジニアリング力」

データサイエンスを支える情報工学技術として、データを収集、蓄積、処理、解析、利用する技術の運用能力

情報工学コース（データサイエンス及び周辺技術の高度化を担う人材）

学位授与の方針

教育課程編成・実施の方針

「自由・自立の精神」

- ・技術や応用分野の急速な進化の中でデータエンジニアリング力やデータサイエンス展開力を維持していくための自己研鑽ができる。
- ・技術者倫理に基づいた行動ができる。

自己の目標を設定し、常に自己を評価検証する教育機会の提供

- ・技術開発において、自己の良心に則り、かつ社会の規範やルールを尊重して高い倫理観をもって行動する姿勢の涵養
- ・継続的自己学修の必要性を理解し、新しい知識、能力の獲得に意欲をもたせる教育機会の提供

「地球規模的な視点からの社会とのかかわりあい」

- ・データサイエンス展開力の背景として、データサイエンスの社会的、文化的な位置づけの理解が重要であり、地球規模的、国際的な視点やインクルーシブな社会の実現に向けた意識を持つ。

情報・データサイエンスの社会的、文化的位置づけに関する教育科目的提供

- ・技術の開発において、地球規模的・地域の視点から社会の持続的発展に向けた課題解決能力を涵養する多様な留学機会の提供
- ・情報通信技術による学内外での継続的学習基盤の提供

「普遍的な教養」

- ・データサイエンス展開力の基盤として、国内外の多様な文化・価値観の深い理解と文理横断的・異分野融合的な知を備え、それらを情報・データサイエンスに関する技術の開発・発展に対して自ら活かす姿勢がある。

多様な文化・価値観の理解、文理横断的・異分野融合的な知を技術の開発・発展に自ら活かす姿勢を涵養する教養科目、外国語科目等の提供

- ・普遍教育との横断的なつながりを持った専門科目の提供
- ・地球的視点から、社会、自然、環境について理解し、人類や社会が直面する課題と技術との関わりを認識する教育機会の提供

「専門的な知識・技術・技能」

- ・専門的な知識・技術・技能としてのデータエンジニアリング力、データサイエンス力を体系的に修得している。

問題解決のための知識を段階的・体系的に修得できる教育課程を提供

- ・自然や社会的事象、科学的事象、思考結果等を図や数式などで表現し、論理的思考の実践や思考結果の他者とのやり取りに役立てる教育科目的提供
- ・情報や知識をもとに実証的な姿勢で、多面的な視点から論理的に分析し、その結果を表現するための教育科目の提供
- ・解決すべき問題を発見し、解決に必要な情報を収集、分析し、解決するための学修の機会の提供

「高い問題解決能力」

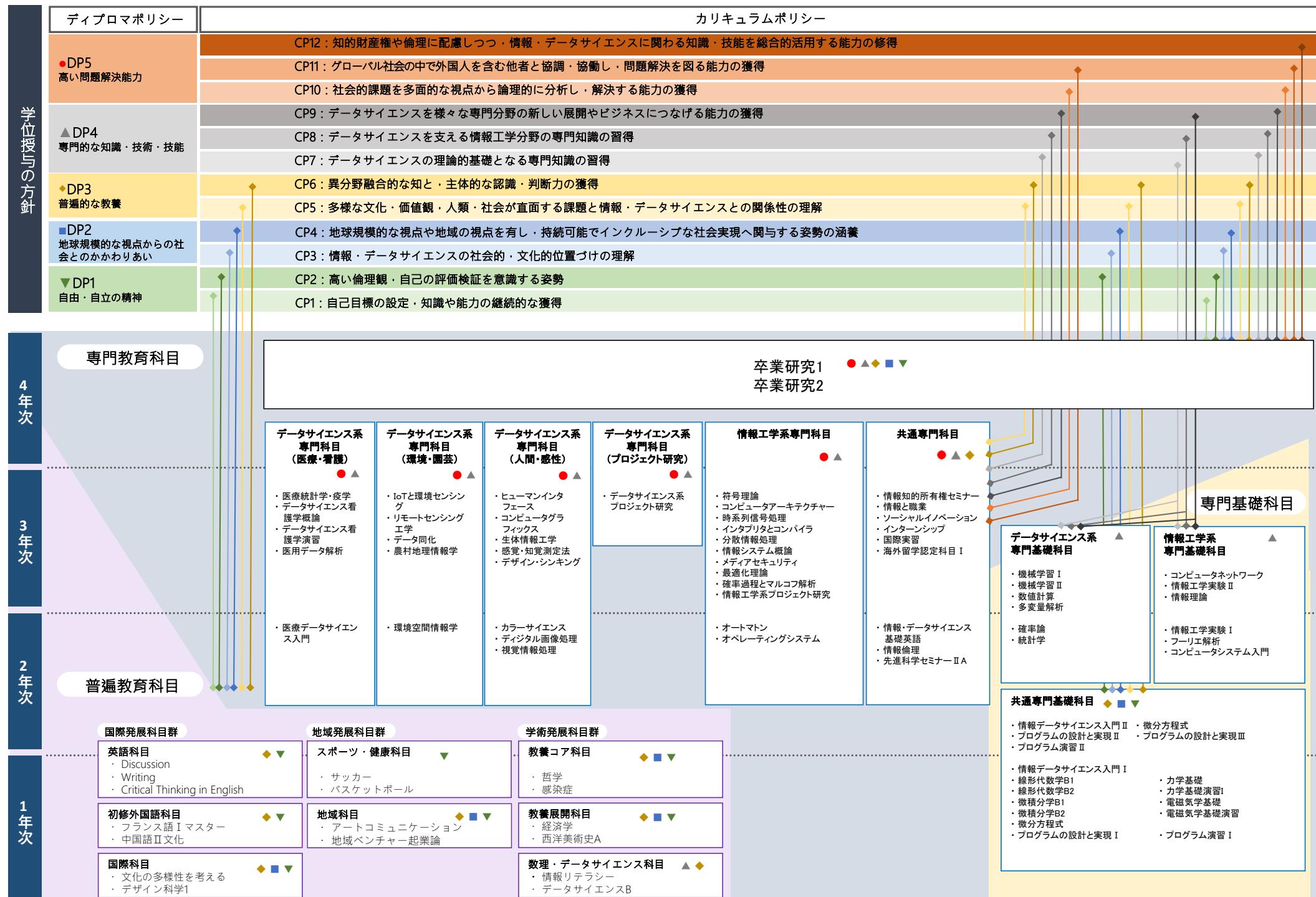
- ・データエンジニアリング力、データサイエンス力を総合的に発揮して実際の問題を解決できる。
- ・データサイエンスの視点から、解決すべき問題を見出すことができる。

自分の考えを伝え、相手の考えを理解するための英語も含むコミュニケーション、プレゼンテーション教育科目の提供

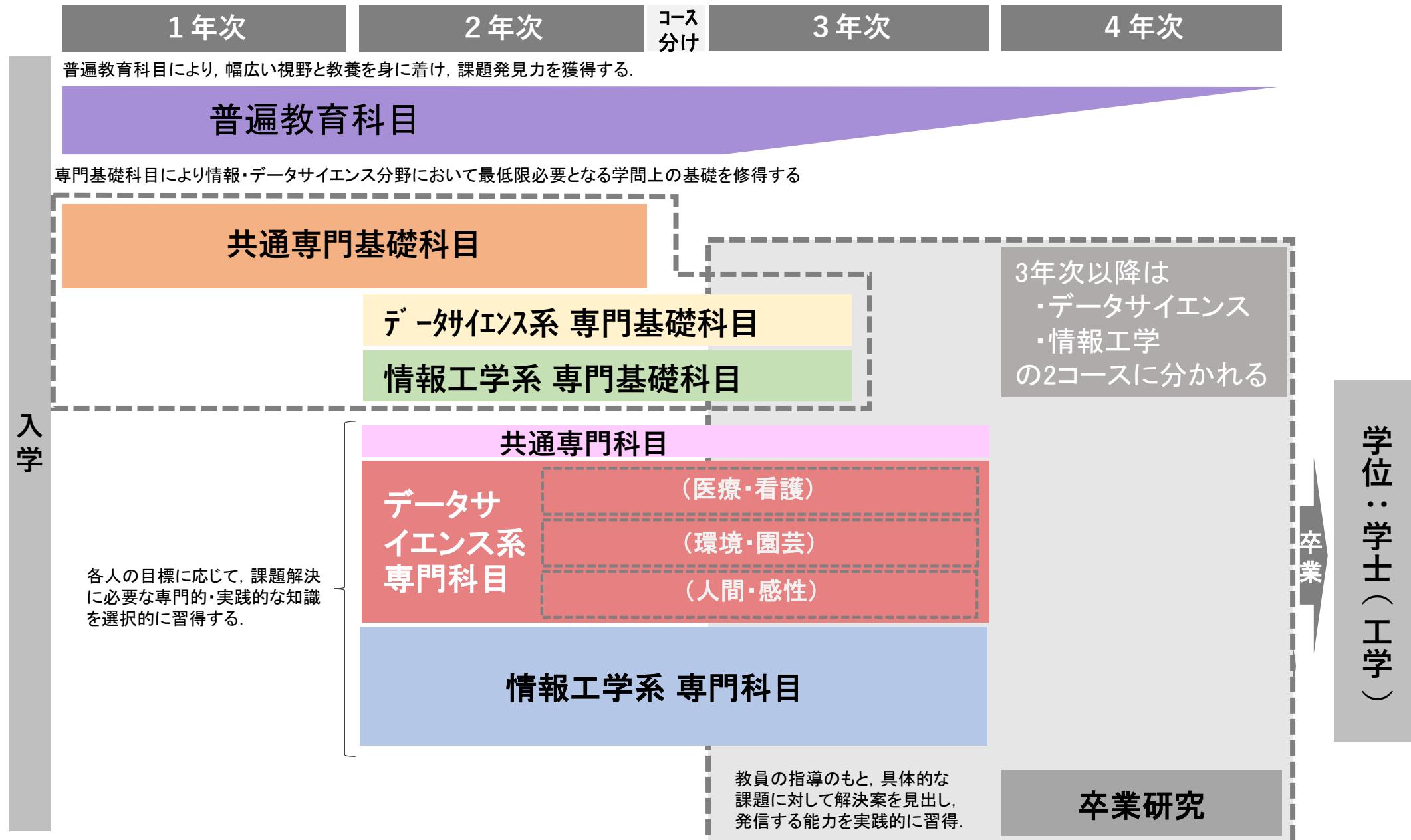
- ・多様な情報を収集、分析し、知的財産権や倫理に配慮しつつ工業技術の開発・発展に利用する方法の修得、情報の適切な発信の学修機会の提供
- ・知識・技能・態度等を総合的に活用し、社会的要求を踏まえて他者と協調・協働して技術開発を行い、主体的・能動的に問題を解決する学修機会の提供

情報・データサイエンス学部 情報・データサイエンス学科 カリキュラムマップ

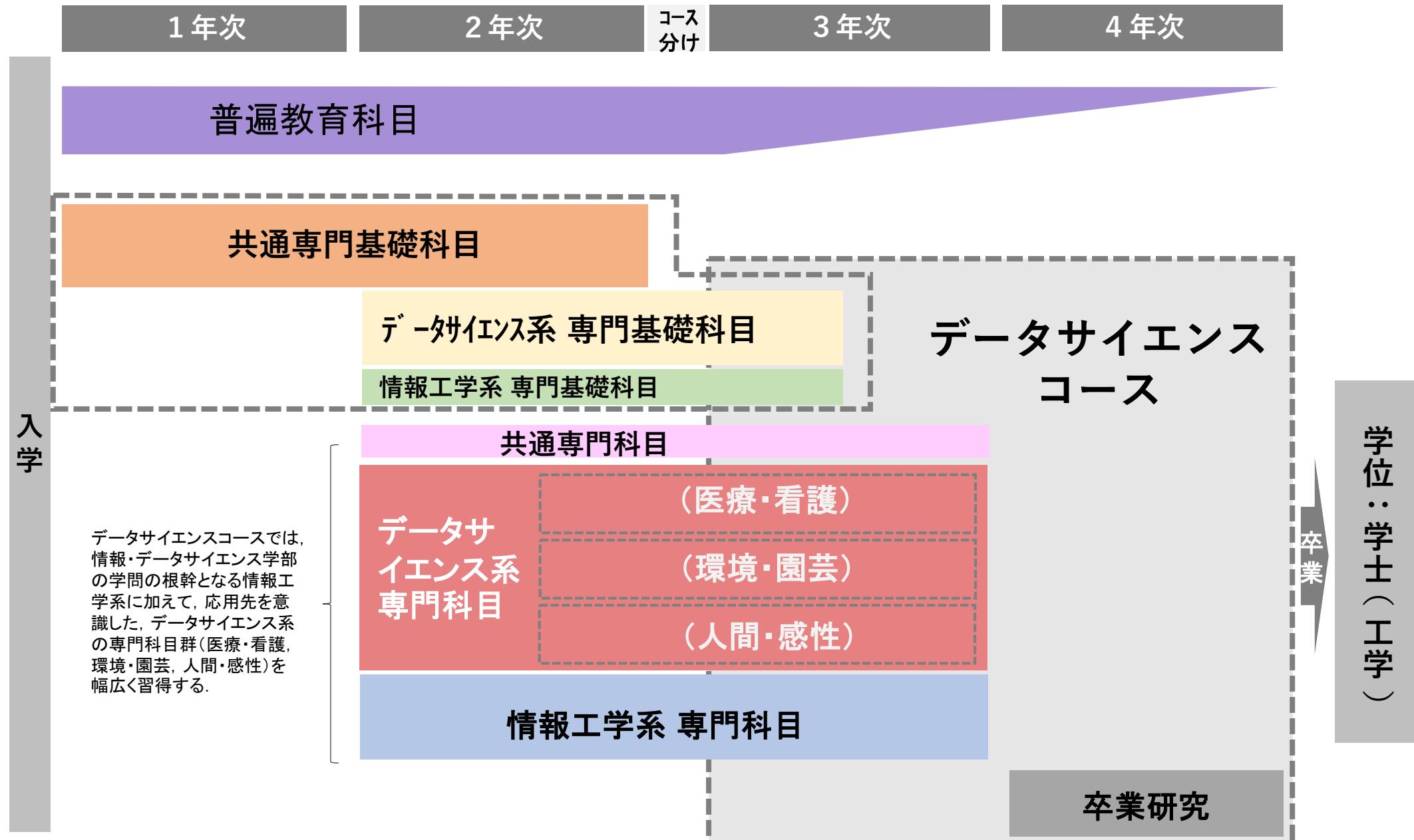
【資料2】



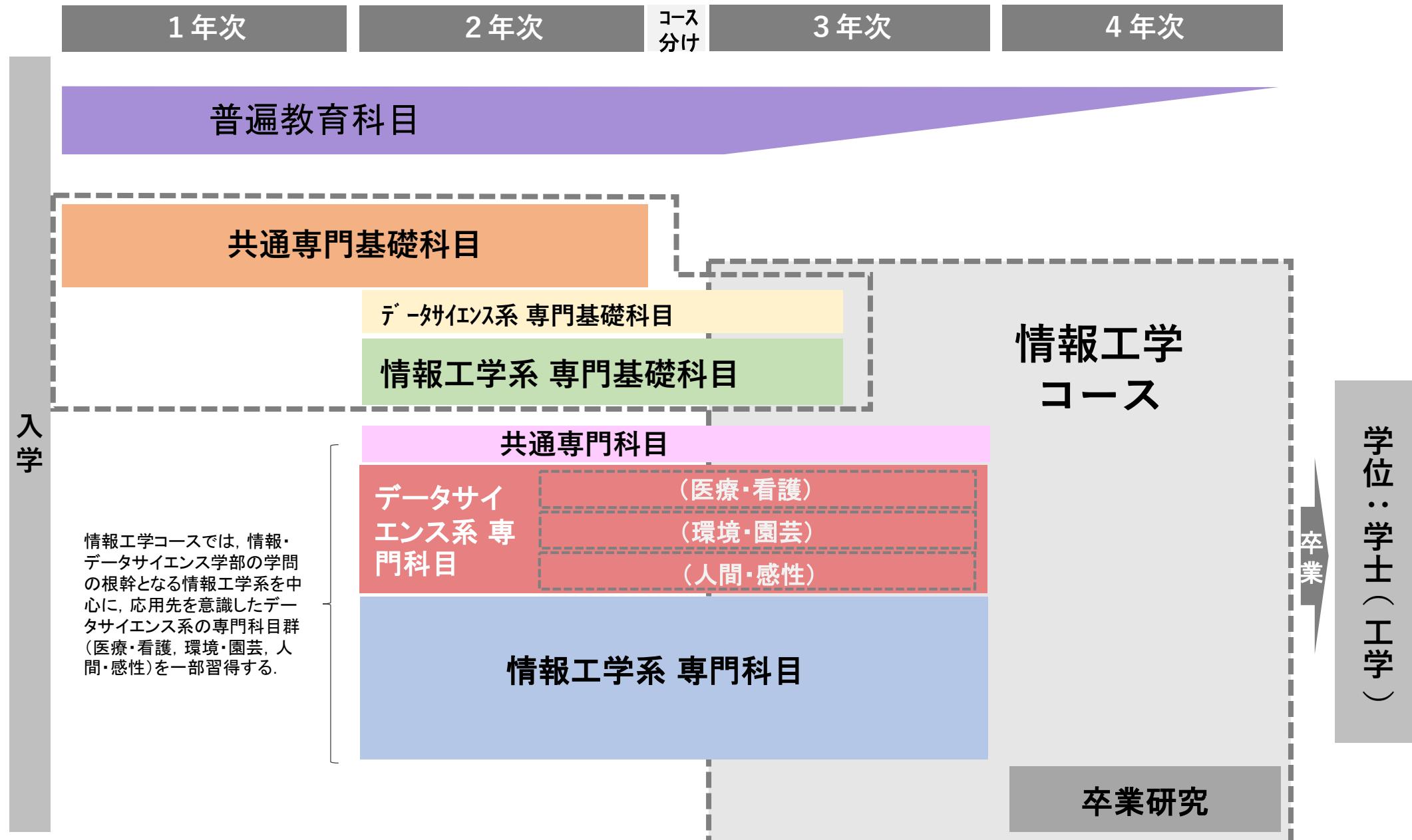
情報・データサイエンス学部生の履修の流れ



データサイエンスコース選択学生の履修の流れ



情報工学コース選択学生の履修の流れ

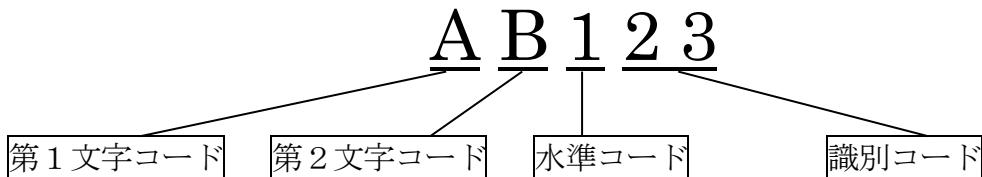


千葉大学におけるコースナンバリングの原則

コース・ナンバリング・システムは、学生の皆さんのがんばりをサポートするために、千葉大学が提供する授業科目（コース）を、学部・研究科・学科・課程等の教育組織の文字コードと数字を組み合わせて識別するものです。

○コース・ナンバリング・システムの構造

全ての授業科目には、2つの文字コードと3つの数字からなる5桁のコードが与えられています。このコードは、その授業科目が千葉大学の教育プログラム全体の中で、どの位置にあるかを示すものです。



➤ 第1文字コード

第1文字コードは、その授業科目の開設に最終的に責任を持つ組織名（学部・大学院研究科・学府）もしくは、その授業科目が全学の共通教育科目であるかどうかを示します。

➤ 第2文字コード

第2文字コードは、その授業科目が置かれている教育単位を示すものです。このコードは、カリキュラム上の責任組織や教育組織（学科、課程、コース、大学院の専攻）、あるいは科目群を示します。

➤ 水準コード

水準コードは、授業科目の難易度の目安を示します。000番台から900番台までの10のレベルに分けられています。

➤ 識別コード

識別コードは、授業科目を識別するものです。

○第1文字コードの略称

コード	組織・教育プログラム名
A	法経学部（2013年度入学者まで）
B	法政経学部（2014年度入学者から）
C	共通専門基礎科目
D	人文公共学府
E	教育学部・教育学研究科
G	普遍教育科目・大学院共通教育科目
H	園芸学部・園芸学研究科
I	人文社会科学研究科
J	留学生科目
K	専門法務研究科（専門職学位課程）
L	文学部
M	医学部
N	看護学部・看護学研究科
P	薬学部
Q	総合国際学位プログラム
S	理学部・理学研究科
T	工学部・工学研究科
V	医学薬学府
W	融合理工学府
Y	融合科学研究科
Z	国際教養学部

○第2文字コードの略称

第2文字コードの略称については、別紙を参照してください。

○水準コード

水準コードは、その授業科目の難易度の目安を示します。000番台から900番台までの10のレベルに分かれています。水準コードは、学士課程、大学院博士前期課程（修士課程）、大学院博士後期課程（博士課程）及び専門職学位課程の授業科目を対象にしています。

コード	定義	主な対象
000	卒業要件外の科目	<ul style="list-style-type: none"> ・大学入学前に修得するべき内容を扱う科目 ・卒業要件外の授業科目
100	入門的・導入的科目	<ul style="list-style-type: none"> ・初年次での必修科目を含む、基礎的な普遍教育科目・共通専門基礎科目 ・各学部等で、その専門領域を初めて学ぶ学生のための基礎的な専門科目（初学者向け科目）
200	中級レベルの科目	<ul style="list-style-type: none"> ・発展的内容を扱う普遍教育科目 ・発展・応用レベルの内容を扱う専門科目
300	高度な内容を扱う科目	<ul style="list-style-type: none"> ・より高度な内容を扱う普遍教育科目 ・実践的・専門的に高度な内容を扱う専門科目
400	学士課程卒業レベルの科目	<ul style="list-style-type: none"> ・学士課程で学修する最終段階の水準の科目 ・卒論ゼミ、卒業演習、卒業論文、卒業研究など
500	大学院博士前期課程（修士課程）・専門職学位課程レベルの科目	<ul style="list-style-type: none"> ・大学院博士前期課程（修士課程）・専門職学位課程学生を対象とする大学院共通教育科目 ・実践的・専門的に極めて高度な内容を扱う大学院博士前期課程（修士課程）での授業科目 ・6年制学士課程、専門職学位課程において高度専門職に必要な極めて高度な実践的・専門的内容を扱う科目
600	大学院博士前期課程（修士課程）・専門職学位課程修了レベルの科目	<ul style="list-style-type: none"> ・大学院博士前期課程（修士課程）・専門職学位課程で学修する最終段階の水準の科目 ・修士論文など
700	大学院博士後期課程・4年博士課程・後期3年博士課程レベルの科目	<ul style="list-style-type: none"> ・大学院博士後期課程・4年博士課程・後期3年博士課程学生を対象とする大学院共通教育科目、研究科・学府・専攻内共通科目 ・大学院博士後期課程・4年博士課程・後期3年博士課程学生を対象とする講義型科目
800	大学院博士後期課程・4年博士課程・後期3年博士課程レベルの科目	<ul style="list-style-type: none"> ・大学院博士後期課程・4年博士課程・後期3年博士課程学生を対象とする演習・実習型科目

900	大学院博士後期課程・4年博士課程・後期3年博士課程修了レベルの科目	<ul style="list-style-type: none">・大学院博士後期課程・4年博士課程・後期3年博士課程で学修する最終段階の水準の科目・博士論文・博士研究など
-----	-----------------------------------	--

○識別コード

識別コードは、授業科目を識別するものです。下二桁 00 から 99 までの数字で表されています。但し、数字の大きさが、その授業の難易度を示すものではありません。

学部／研究科／教育プログラム	学科／課程／専攻／科目区分	第1文字コード	第2文字コード
国際教養学部	国際教養学科	Z	A
	行動科学科／人文学科行動科学コース	L	B
	史学科／人文学科歴史学コース	L	H
文学部	日本文化学科／人文学科日本・ユーラシア文化コース	L	N
	国際言語文化学科／人文学科国際言語文化学コース	L	I
	司書資格のための科目	L	Y
	共通科目	L	X
	法学科	A	L
法経学部	経済学科	A	E
	総合政策学科	A	P
	共通科目	A	X
法政経学部	法政経学科：法学コース	B	L
	法政経学科：経済学コース	B	E
	法政経学科：経営・会計系コース	B	M
	法政経学科：政治学・政策学コース	B	P
	共通科目	B	X
教育学部	小学校教員養成課程	E	J
	中学校教員養成課程：国語科教育分野	E	K
	中学校教員養成課程：社会科教育分野	E	S
	中学校教員養成課程：数学科教育分野	E	M
	中学校教員養成課程：理科教育分野	E	R
	中学校教員養成課程：音楽科教育分野	E	O
	中学校教員養成課程：美術科教育分野	E	A
	中学校教員養成課程：保健体育科教育分野	E	H
	中学校教員養成課程：技術科教育分野	E	G
	中学校教員養成課程：家庭科教育分野	E	D
	中学校教員養成課程：英語科教育分野	E	E
	中学校教員養成課程：総合教育分野	E	F
	中学校教員養成課程：教育心理分野	E	P
	中学校教員養成課程：情報教育分野	E	I
	特別支援教育教員養成課程	E	N
	幼稚園教員養成課程	E	Y
	養護教諭養成課程	E	C
	スポーツ科学課程	E	U
	生涯教育課程	E	L
	共通科目	E	X
理学部	数学・情報数理学科	S	S
	物理学科	S	P
	化学科	S	C
	生物学科	S	B
	地球科学科	S	G
	共通科目	S	X
工学部	建築学科／総合工学科建築学コース	T	A
	都市環境システム学科／総合工学科都市環境システムコース・都市工学コース	T	B
	デザイン学科／総合工学科デザインコース	T	C
	機械工学科／総合工学科機械工学コース	T	D
	メカニカルシステム工学科／総合工学科医学工学コース	T	F
	電気電子工学科／総合工学科電気電子工学コース	T	E
	ナノサイエンス学科	T	H
	共生応用化学科／総合工学科共生応用化学生物学コース	T	G
	画像科学学科	T	I
	情報画像学科／総合工学科情報工学コース	T	J
	総合工学科物質科学コース	T	K
	共通科目	T	X
園芸学部	園芸学科	H	H
	応用生命化学科	H	C
	緑地環境学科	H	G
	食料資源経済学科	H	E
	共通科目	H	X
医学部	医学科	M	M
薬学部	薬学科	P	P
	薬科学科	P	S
	共通科目	P	X
看護学部	看護学科	N	N
普遍教育科目	国際発展科目群	英語科目	E
		初修外国語科目：ドイツ語	G
		初修外国語科目：フランス語	G
		初修外国語科目：ロシア語	G
		初修外国語科目：中国語	G
		初修外国語科目：朝鮮語（韓国語）	G
		初修外国語科目：スペイン語	G
		初修外国語科目：イタリア語	G
		国際科目	J
	地域発展科目群	スポーツ・健康科目（実技科目）	P
		スポーツ・健康科目（講義科目）	H
		地域科目	L
	学術発展科目群	教養コア科目	A
		教養展開科目（学術研究の現場を知る）論理コア関連・	V
		命のコア関連・文化コア関連	
		教養展開科目（学術研究の現場を知る）環境コア関連	W
		教養展開科目（国際社会と日本を考える、地域と暮らしを考える）	X
		教養展開科目（データを科学する、キャリアを育てる、千葉大学の環境をつくる、ジェンダーを考える、コミュニケーションリテラシー能力を高める、世界とつながる）	Y
		教養展開科目（自然科学を学ぶ）	Z
		数理・データサイエンス科目	D
共通専門基礎科目	数学・統計学	C	M
	物理学	C	P
	化学	C	C
	生物学	C	B
	地学	C	E
留学生科目	留学生科目	J	J

学部／研究科／教育プログラム	学科／課程／専攻／科目区分	第1文字コード	第2文字コード
人文公共学府	人文科学専攻(基盤文化コース／多文化共生コース)	D	A
	人文科学専攻(教育・修修支援コース)	D	B
	公共社会科学研究専攻(公共学コース)	D	C
	公共社会科学研究専攻(経済・経営学コース)	D	D
	公共社会科学研究専攻(Economics in English コース)	D	E
	共通基礎科目	D	X
人文社会科学研究科	地域文化形成専攻	I	A
	公共研究専攻	I	B
	社会科学研究専攻	I	C
	総合文化研究専攻	I	D
	先端経営科学専攻	I	E
	共通科目	I	X
専門法務研究科	法務専攻(3年コース)	K	S
	法務専攻(2年コース)	K	N
	共通科目	K	X
教育学研究科	学校教育学専攻	E	B
	高度教職実践専攻	E	Q
	共通科目	E	X
融合理工学府	数学情報科学専攻:数学・情報数理学コース	W	A
	数学情報科学専攻:情報科学コース	W	B
	地球環境科学専攻:地球科学コース	W	C
	地球環境科学専攻:リモートセンシングコース	W	D
	地球環境科学専攻:都市環境システムコース	W	E
	先進理化学専攻:物理学コース	W	F
	先進理化学専攻:物質科学コース	W	G
	先進理化学専攻:化学コース	W	H
	先進理化学専攻:共生応用化学コース	W	I
	先進理化学専攻:生物学コース	W	J
	創成工学専攻:建築学コース	W	K
	創成工学専攻:イメージング科学コース	W	L
	創成工学専攻:デザインコース	W	M
	基幹工学専攻:機械工学コース	W	N
	基幹工学専攻:医工学コース	W	O
	基幹工学専攻:電気電子工学コース	W	P
	共通科目	W	X
	基盤理学専攻:数学・情報数理学コース	S	S
理学研究科	基盤理学専攻:物理学コース	S	P
	基盤理学専攻:化学コース	S	C
	地球生命圏科学専攻:生物学コース	S	B
	地球生命圏科学専攻:地球科学コース	S	G
	共通科目	S	X
	建築:都市科学専攻:建築学コース	T	A
工学研究科	建築:都市科学専攻:都市環境システムコース	T	B
	デザイン科学専攻:デザイン科学コース	T	C
	人工システム科学専攻:機械系コース	T	D
	人工システム科学専攻:電気電子系コース	T	E
	人工システム科学専攻:メディカルシステムコース	T	F
	共生応用化学専攻:共生応用化学コース	T	G
	共通科目	T	X
園芸学研究科	環境園芸学専攻:生物資源科学コース	H	H
	環境園芸学専攻:緑地環境学コース	H	G
	環境園芸学専攻:食料資源経済学コース	H	E
	環境園芸学専攻:園芸科学コース	H	A
	環境園芸学専攻:ランドスケープ学コース	H	B
	共通科目	H	X
融合科学研究科	ナノサイエンス専攻:ナノ物性コース	Y	M
	ナノサイエンス専攻:ナノバイオロジーコース	Y	B
	情報科学専攻:画像マテリアルコース	Y	G
	情報科学専攻:知能情報コース	Y	C
	共通科目	Y	X
	医科学専攻	V	M
医学薬学府	総合薬品科学専攻	V	P
	共通科目	V	C
	看護学専攻(3講座)/看護学専攻看護学コース	N	N
看護学研究科	看護システム管理学専攻/看護学専攻看護実践学コース	N	S
	共通科目	N	X
	総合国際学位プログラム	Q	A
大学院共通教育科目	大学院共通科目	G	Q

学部／研究科／教育プログラム	学科／課程／専攻／科目区分	第1文字コード	第2文字コード
人文公共学府	人文公共学専攻:人文科学コース	D	F
	人文公共学専攻:公共学コース	D	G
	人文公共学専攻:社会科学コース	D	H
	共通科目	D	Y
人文社会科学研究科	公共研究専攻	I	F
	社会科学研究専攻	I	G
	文化科学研究専攻	I	H
	共通科目	I	Y
融合理工学府	数学情報科学専攻:数学・情報数理学コース	W	A
	数学情報科学専攻:情報科学コース	W	B
	地球環境科学専攻:地球科学コース	W	C
	地球環境科学専攻:リモートセンシングコース	W	D
	地球環境科学専攻:都市環境システムコース	W	E
	先進理化学専攻:物理学コース	W	F
	先進理化学専攻:物質科学コース	W	G
	先進理化学専攻:化学コース	W	H
	先進理化学専攻:共生応用化学コース	W	I
	先進理化学専攻:生物学コース	W	J
	創成工学専攻:建築学コース	W	K
	創成工学専攻:イメージング科学コース	W	L
	創成工学専攻:デザインコース	W	M
	基幹工学専攻:機械工学コース	W	N
	基幹工学専攻:医工学コース	W	O
	基幹工学専攻:電気電子工学コース	W	P
	共通科目	W	X
理学研究科	基礎理学専攻:数学・情報数理学コース	S	S
	基礎理学専攻:物理学コース	S	P
	基礎理学専攻:化学コース	S	C
	地球生命圏科学専攻:生物学コース	S	B
	地球生命圏科学専攻:地球科学コース	S	G
工学研究科	共通科目	S	X
	建築・都市科学専攻:建築学コース	T	A
	建築・都市科学専攻:都市環境システムコース	T	B
	デザイン科学専攻:デザイン科学コース	T	C
	人工システム科学専攻:機械系コース	T	D
	人工システム科学専攻:電気電子系コース	T	E
	人工システム科学専攻:メディカルシステムコース	T	F
	共生応用化学専攻:共生応用化学コース	T	G
園芸学研究科	共通科目	T	X
	環境園芸学専攻:生物資源科学コース	H	H
	環境園芸学専攻:緑地環境学コース	H	G
	環境園芸学専攻:食料資源経済学コース	H	E
	環境園芸学専攻:園芸科学コース	H	A
	環境園芸学専攻:ランドスケープ学コース	H	B
融合科学研究科	共通科目	H	X
	ナノサイエンス専攻:ナノ物性コース	Y	M
	ナノサイエンス専攻:ナノバイオロジーコース	Y	B
	情報科学専攻:画像マテリアルコース	Y	G
	情報科学専攻:知能情報コース	Y	C
医学薬学府	共通科目	Y	X
	先端医学薬学専攻(医学領域)	V	F
	先端医学薬学専攻(薬学領域)	V	J
	先端創薬科学専攻	V	V
	共通科目	V	C
看護学研究科	看護学専攻	N	D
大学院共通教育科目	大学院共通科目	G	Q

データサイエンスコース選択学生の履修モデル

【資料 7】

	1年次		2年次		3年次		4年次		単位数
	1,2ターム	4,5ターム	7,8ターム	10,11ターム	13,14ターム	16,17ターム	19, 20ターム	22, 23ターム	
共通専門基礎科目	線形代数学B1 線形代数学演習B1 微積分学B1 微積分学演習B1 プログラミング入門 情報データサイエンス入門 I 力学基礎 I 力学基礎演習	線形代数学B2 線形代数学演習B2 微積分学B2 微積分学演習 プログラミングの設計と実現 I プログラム演習 I 複素解析	プログラムの設計と実現 II プログラム演習 II	情報データサイエンス入門 II					32
データサイエンス系専門基礎科目			確率論 確率論演習	統計学 統計学演習	機械学習 I 機械学習演習 数値計算	機械学習 II			13
情報工学系専門基礎科目			アナログ信号処理 フーリエ解析	離散数学 情報工学実験IA~C	情報理論				11
共通専門科目			情報倫理	情報・データサイエンス専門英語	ソーシャルインベーション 国際実習	情報と職業			10
データサイエンス系専門科目(医療・看護)			医療データサイエンス入門		データサイエンス看護学概論	データサイエンス看護学演習			6
データサイエンス系専門科目(環境・園芸)					農村地理情報学 IoTと環境センシング データ同化	リモートセンシング工学			6
データサイエンス系専門科目(人間・感性)			カラーサイエンス	視覚情報処理	コンピュータグラフィックス	生体情報工学 デザイン・シンキング			10
データサイエンス系専門科目(共通)						データサイエンス系プロジェクト研究			2
情報工学系専門科目			オートマトン	オペレーティングシステム	コンピュータアーキテクチャ	符号理論			8
卒業研究							卒業研究1	卒業研究2	6

情報工学コース選択学生の履修モデル

【資料8】

	1年次		2年次		3年次		4年次		単位数
	1,2ターム	4,5ターム	7,8ターム	10,11ターム	13,14ターム	16,17ターム	19, 20ターム	22, 23ターム	
共通専門基礎科目	線形代数学B1 線形代数学演習B1 微積分学B1 微積分学演習B1 プログラミング入門 情報データサイエンス入門 I 力学基礎 I 力学基礎演習	線形代数学B2 線形代数学演習B2 微積分学B2 微積分学演習B2 プログラムの設計と実現 II プログラム演習 II 複素解析	プログラムの設計と実現 II プログラム演習 II	情報データサイエンス入門 II					32
データサイエンス系専門基礎科目			確率論 確率論演習	統計学 統計学演習	機械学習 I 機械学習演習				9
情報工学系専門基礎科目			アナログ信号処理 フーリエ解析	離散数学 情報工学実験IA~C コンピュータシステム入門	情報理論 情報工学実験 II				15
共通専門科目			情報倫理	情報・データサイエンス基礎英語	ソーシャルインベーション 国際実習	情報と職業			10
データサイエンス系専門科目(医療・看護)			医療データサイエンス入門		データサイエンス看護学概論				4
データサイエンス系専門科目(環境・園芸)					IoTと環境センシング データ同化	リモートセンシング工学			6
データサイエンス系専門科目(人間・感性)			カラーサイエンス	視覚情報処理	コンピュータグラフィックス				6
情報工学系専門科目			オートマトン	オペレーティングシステム	コンピューターアーキテクチャ	最適化理論、符号理論、時系列信号処理、メディアセキュリティ、情報工学系プロジェクト研究			16
卒業研究							卒業研究1	卒業研究2	6

○国立大学法人千葉大学就業規則

(平成16年4月1日)

改正	平成17年4月1日	平成18年4月1日	平成18年9月1日
	平成19年4月1日	平成20年4月1日	平成20年9月24日
	平成21年4月1日	平成21年10月1日	平成22年4月1日
	平成23年4月1日	平成23年10月1日	平成24年4月1日
	平成25年1月1日	平成25年4月1日	平成26年3月1日
	平成26年4月1日	平成26年10月1日	平成26年12月1日
	平成27年4月1日	平成28年4月1日	平成29年1月1日
	平成29年12月1日制定	平成30年4月1日制定	平成31年4月1日
	令和元年7月1日	令和2年1月1日	令和3年4月1日
	令和4年4月1日	令和5年4月1日	

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 任免

第1節 採用（第3条—第5条）

第2節 昇任及び降任（第6条—第7条の3）

第3節 異動等（第8条・第8条の2）

第4節 休職及び派遣（第9条—第12条の2）

第5節 退職及び解雇（第13条—第18条）

第3章 給与（第19条）

第4章 服務規律（第20条—第25条）

第5章 勤務時間、休日及び休暇等

第1節 勤務時間等（第26条—第35条）

第2節 週休日、休日及び休暇等（第36条—第44条）

第3節 休業（第45条—第47条の3）

第6章 研修（第48条・第48条の2）

第6章の2 人事評価（第48条の3・第48条の4）

第7章 賞罰等（第49条—第53条）

第8章 安全衛生（第54条）

第9章 出張及び旅費（第55条・第56条）

第10章 災害補償（第57条）

第11章 退職手当（第58条）

第12章 知的財産（第59条）

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）

第89条の規定により、国立大学法人千葉大学（以下「本学」という。）に勤務する職員の労働条件、服務規律その他就業に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義及び適用範囲)

第2条 本学の職員の区分は、次に掲げるとおりとする。

- 一 常勤職員
- 二 特定雇用職員
- 三 無期転換特定雇用職員
- 四 非常勤職員
- 五 無期転換非常勤職員
- 六 非常勤医師
- 七 無期転換非常勤医師

- 2 この規則は、本学の職員に適用する。ただし、前項第2号から第7号までに掲げる職員の区分に係る就業に関する事項は、それぞれ就業規則を別に定める。
- 3 この規則に定めるもののほか、教授、准教授、講師、助教及び助手（以下「大学教員」という。）の選考に関する事項は、国立大学法人千葉大学における大学教員の選考に関する規程に、副校（園）長、主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭（以下「附属学校教員」という。）の選考に関する事項は、国立大学法人千葉大学教育学部附属学校教員の選考等に関する規程に定める。

第2章 任免

第1節 採用

(採用)

第3条 職員の採用は、競争試験又は選考によるものとする。

- 2 前項の競争試験は、関東甲信越地区国立大学法人等職員採用試験とする。
- 3 学長は、任期を定めて職員を採用することがある。

(提出書類)

第4条 職員に採用された者は、次の各号に掲げる書類を学長に提出しなければならない。

ただし、国、国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人その他関係機関（以下「関係機関」という。）の職員から引き続き本学の職員となった者（以下「交流職員」という。）については、一部の書類の提出を要しない場合がある。

- 一 入職誓約書
- 二 履歴書（本学所定の様式）
- 三 卒業証明書その他卒業が確認できる書類
- 四 職務に関連のある資格に関する書類

五 その他学長が必要と認める書類

(試用期間)

第5条 職員に採用された者には、採用の日から6月（附属学校教員にあっては1年）の試用期間を設ける。ただし、交流職員については、この限りでない。

- 2 試用期間中に職員として、又は試用期間終了後正式に職員とするに不適格と学長が認めたときは、解雇がある。
- 3 試用期間は、勤続年数に通算する。

第2節 昇任及び降任

(昇任)

第6条 職員の昇任は、選考による。

- 2 前項の選考は、職員の勤務成績及びその他の能力の評定に基づいて行う。

(降任)

第7条 職員が次の各号の一に該当する場合には、降任することができる。

- 一 勤務実績がよくない場合
 - 二 心身の故障のため職務の遂行に支障がある場合
 - 三 その他その職に必要な適格性を欠く場合
- 2 学長は、職員をその意に反して降任させる場合には、国立大学法人千葉大学職員不利益処分手続規程（以下「不利益処分手續規程」という。）に定める手続を経なければならない。

(管理職における一定年齢による降任等)

第7条の2 国立大学法人千葉大学職員給与規程別表第6-1に掲げる者のうち大学教員及び主事を除く者（以下「管理職」という。）にあっては、満60歳に達した日後の最初の4月1日（以下「特定日」という。）に管理職以外の職に降任（以下「役職定年」という。）する。

- 2 前項の規定にかかわらず、役職定年により大学の運営に著しい支障が生ずると学長が認める場合に限り、一般職俸給表（一）の適用を受ける者を除き、特定日から1年を超えない期間内で、引き続き管理職を延長することができる。
- 3 前項の事由が引き続くと学長が認める場合は、前項により延長された期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で更に延長することができる。ただし、特定日から5年を超えることはできない。

(特定日以後の任用制限)

第7条の3 特定日以後、管理職に採用又は昇任することはできない。

第3節 異動等

(配置換、併任及び出向)

第8条 職員は、業務上の都合により配置換、併任又は出向を命ぜられることがある。

2 前項に規定する異動を命ぜられた職員は、正当な理由がない限りこれを拒むことができない。

3 出向は、原則として期間を定めた移籍出向とする。

(クロスアポイントメント制度)

第8条の2 学長は、職員又は本学以外の他の機関（以下「他機関」という。）の職員が本学及び他機関の双方の身分を有し本学及び他機関の業務を行うこと（以下「クロスアポイントメント制度」という。）について協定を締結した上で、在籍出向をさせ又は採用することができる。

2 クロスアポイントメント制度に関する事項は、国立大学法人千葉大学クロスアポイントメント制度に関する規程に定める。

第4節 休職及び派遣

(休職の事由)

第9条 職員（試用期間中の職員を除く。）が次の各号の一に該当する場合は、休職とすことができる。

一 病気休暇の期間（第41条第1項ただし書に定める病気休暇の期間。以下この条において同じ。）が引き続き90日に達し、なお療養を要する場合（復職後6か月以内に同一傷病（当該休職に係る負傷若しくは疾病と同一若しくは類似のものとして産業医が認めるもの又はこれらの負傷若しくは疾病に起因するものとして産業医が認めるものをいう。以下同じ。）により再び療養を要する場合を含む。）

二 使用した病気休暇の期間が90日に達するまでの間に、当初の負傷又は疾病とは明らかに異なる負傷又は疾病のため病気休暇を取得し、引き続き90日に達し、なお療養を必要とする場合

三 使用した病気休暇の期間が90日に達した日の翌日から、1回の勤務に割り振られた勤務時間（1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部に第41条第2項及び第3項に定める病気休暇により勤務しない時間、第42条第8号に掲げる場合における特別休暇により勤務しない時間、第45条に定める育児休業により勤務しない時間、第46条に定める介護休業により勤務しない時間及び国立大学法人千葉大学職員の勤務時間及び休暇等に関する規程第7条第1項第2号の定めにより勤務しない時間（以下この項において「育児時間等」という。）がある場合にあっては、1回の勤務に割り振られた勤務時間のうち、育児時間等以外の勤務時間）のすべてを勤務した日の日数（第2項において「実勤務日数」という。）が20日に達する日までの間に、当初の負傷又は疾病とは明らかに異なる負傷又は疾病のため病気休暇を取得し、引き続き90日に達し、なお療養を必要とする場合

四 刑事事件に関し起訴された場合

五 学校、研究所、病院等の公共的施設において、その職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査又は研究等に従事する場合

- 六 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合
 - 七 その他学長が特別の事由により休職とすることが適當と認める場合
- 2 前項第1号から第3号までの病気休暇の期間の計算にあたっては、次の各号のとおりとする。
- 一 連続する8日以上の期間（当該期間中に勤務を要する日の日数が4日以上含まれる期間とする。）の病気休暇を使用した職員が、その病気休暇の期間の末日の翌日から、実勤務日数が20日に達するまでの間に、同一傷病により再び病気休暇を使用したときは、前後の病気休暇の期間は連続するものとみなす。
 - 二 連続する病気休暇の間にある週休日、休日、病気休暇以外の休暇等により勤務しない日（年次休暇又は特別休暇を使用した日及び1日の勤務時間の一部を勤務しない日を含む。）は、病気休暇を使用した日とみなす。
- 3 学長は、第1項第1号から第3号までに掲げる場合を除き、職員をその意に反して休職としようとするときは、不利益処分手続規程に定める手続を経なければならない。
(休職の期間)

第10条 前条第1項第1号から第3号までの休職の期間は、療養を要する程度に応じ、3年を超えない範囲内で学長が定める。この場合において、休職の期間が3年に満たないときは、休職にした日から引き続き3年を超えない範囲内においてこれを更新することができる。

- 2 前項の期間の計算にあたっては、復職後6か月以内に同一傷病により再び休職となつたときは、前の休職の期間と後の休職の期間が引き続いたものとみなす。
- 3 前条第1項第4号の休職の期間は、その事件が裁判所に係属する間とする。
- 4 前条第1項第5号から第7号までの休職の期間は、必要に応じ、3年を超えない範囲で学長が定める。
-
- (休職中の身分)

第11条 休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

(復職)

第12条 休職期間を満了するまでに休職事由が消滅したと認められる場合には、復職を命ずる。この場合において、第9条第1項第1号から第3号までの休職については、医師の診断書又は証明書により、休職事由が消滅したと認めた場合に限り、復職を命ずる。

- 2 休職の期間が満了したときは、復職するものとする。

(派遣)

第12条の2 学長は、国際協力等の目的でわが国が加盟している国際機関、外国政府の機関等からの要請に応じ、これらの機関の業務に従事させるため、職員を5年を超えない範囲内において、派遣することができる。

2 前項の規定により派遣された職員は、その派遣期間中、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

第5節 退職及び解雇

(退職)

第13条 職員が次の各号の一に該当する場合は、退職とする。

- 一 退職を願い出て学長から承認された場合
- 二 第15条に規定する定年に達した場合（退職の日は、定年に達した日以後における最初の3月31日とする。）
- 三 早期退職制度により退職を申し出て認定を受けた場合
- 四 雇用期間が満了した場合
- 五 第10条に規定する最長の休職期間が満了し、休職事由がなお消滅しない場合
- 六 死亡した場合

(自己都合による退職手続)

第14条 職員は、自己の都合により退職しようとするときは、退職予定日の30日前までに、学長に文書をもって願い出て、その承認を得なければならない。

2 職員は、退職を願い出た後も、退職するまでは、従来の職務に従事しなければならない。

(定年)

第15条 職員の定年は、満65歳とする。

(早期退職制度)

第15条の2 早期退職制度に関する事項は、国立大学法人千葉大学職員の早期退職に関する規程に定める。

第15条の3 削除

(定年前短時間再雇用)

第15条の4 特定日以後、第15条に定める年齢に達する前に第13条第1号に規定する退職をした者（本学の職員から他の国立大学法人等の課長級職員に登用された者（平成16年3月31日以前に、千葉大学の職員から他の国立学校等の課長級職員に登用された者を含む。）で、他の国立大学法人等を退職した者を含み、任期の定めのある職員及び大学教員を除く。）に係る再雇用に関する事項は、国立大学法人千葉大学職員の定年前短時間再雇用に関する規程に定める。

(解雇)

第16条 職員が次の各号の一に該当する場合には、不利益処分手続規程に定める手続を経て解雇することができる。

- 一 勤務状況が著しく不良で、改善の見込みがなく、職員としての職責を果たし得ない場合

- 二 勤務成績又は業務能率が著しく不良で、向上の見込みがなく、他の職務にも転換できない等就業に適さない場合
 - 三 心身の故障のため職務の遂行に著しく支障がある場合
 - 四 前3号のほか職員として必要な適格性を欠く場合
 - 五 組織の改廃又は業務の縮小その他やむを得ない業務上の都合により職員の減員が必要な場合
- 2 職員が次の各号の一に該当するに至った場合は、解雇する。
- 一 禁錮以上の刑に処せられた場合
 - 二 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した場合
- (解雇制限)
- 第17条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する期間は解雇しない。ただし、第1号の場合において労基法第81条の規定による打切補償を支払う場合は、この限りでない。
- 一 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後30日間
 - 二 第42条第6号又は第7号の規定により就業しない期間及びその後30日間
- (解雇预告)
- 第18条 第16条の規定により職員を解雇する場合は、少なくとも30日前に予告をするか、又は平均賃金の30日分以上の解雇预告手当を支払う。ただし、試用期間中の職員（14日を超えて引き続き雇用された者を除く。）を解雇する場合は、この限りでない。
- 第3章 給与
- (給与)
- 第19条 給与に関する事項は、国立大学法人千葉大学職員給与規程、国立大学法人千葉大学年俸制職員給与規程及び国立大学法人千葉大学新年俸制給与規程に定める。
- 第4章 服務規律
- (服務の心得)
- 第20条 職員は、本学の業務の公共性を自覚し、この規則を遵守するとともに、上司の職務上の命令に従い、職場の秩序を保持し、互いに協力して誠実に職務を遂行しなければならない。
- (職務専念義務)
- 第21条 職員は、この規則又はこの規則に基づく関係規程の定める場合を除いては、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職務遂行のために用い、本学がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。
- (禁止行為)
- 第22条 職員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 本学の信用又は職員全体の名誉を傷つけること。
- 二 職務上知ることのできた秘密を他に漏らすこと。その職を退いた後も、同様とする。
- 三 学長の許可若しくは学長への事前の届出なく事業を営み、又は職務以外の業務に従事すること。
- 四 その他本学の秩序及び規律を乱すこと。

(倫理保持)

第23条 職員の職務に係る倫理の保持に関する事項は、国立大学法人千葉大学倫理規程に定める。

(ハラスメントの防止等に関する措置)

第24条 ハラスメントの防止等に関する事項は、国立大学法人千葉大学ハラスメントの防止等に関する規程に定める。

(集会及び文書の配布)

第25条 職員は、本学の構内で、職務に關係のない集会を開催し、又は印刷物の配布若しくは掲示その他これに準ずる行為をしようとするときは、学長の許可を得なければならない。

第5章 勤務時間、休日及び休暇等

第1節 勤務時間等

(勤務時間及び休憩時間)

第26条 職員の勤務時間は、1週間当たり38時間45分（労基法第32条の2に規定する4週間単位又は1か月間単位の変形労働時間制による場合にあっては4週間又は1か月間を平均し、同法第32条の4に規定する52週間単位の変形労働時間制による場合にあっては52週間を平均し、1週間当たり38時間45分（夜勤専従の看護職員にあっては同一事業年度において3か月以内に限り31時間））とする。

2 1日の勤務時間は7時間45分とし、始業時刻及び終業時刻並びに休憩時間は、次とおりとする。

始業時刻 午前8時30分

終業時刻 午後5時15分

休憩時間 午後0時から午後1時まで

3 本学の運営上の都合により特別の勤務形態によって勤務する必要のある職員については、前項及び第36条の規定にかかわらず、第1項に規定する勤務時間の範囲内で、勤務時間、週休日及び休日の割り振りを別に定める。

(フレックスタイム制)

第27条 学長が別に定める職員については、労基法第32条の3に規定する手続を経てフレックスタイム制を適用することがある。

(専門業務型裁量労働制)

第28条 学長が別に定める職員については、労基法第38条の3に規定する手続を経て専門業務型裁量労働制を適用することがある。

(事業場外の勤務)

第29条 職員が出張その他通常の勤務場所を離れて勤務する場合であって勤務時間を見定したいときは、上司が特に命じた場合を除き、第26条第2項に定める時間勤務したものとみなす。

(在宅勤務)

第29条の2 職員の在宅勤務に関する事項は、別に定める。

2 在宅勤務により発生する水道光熱費、情報通信機器を利用することに伴う通信費その他経費については、原則として在宅勤務を行う職員の負担とする。

(時間外勤務、休日勤務及び深夜勤務)

第30条 業務の都合上必要がある場合には、第26条及び第28条の規定にかかわらず、労基法第36条に規定する手続を経て時間外勤務又は休日勤務を命ずることがある。

2 妊娠中の職員及び産後1年を経過しない職員が請求した場合には、時間外勤務、休日勤務又は午後10時から午前5時までの間における勤務（以下「深夜勤務」という。）をさせることはない。

3 3歳に満たない子を養育する職員が当該子を養育するために請求した場合又は傷病のため介護をする家族を介護する職員が当該家族を介護するために請求した場合には、業務の正常な運営を妨げる場合を除き、時間外勤務をさせることはない。

4 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員又は傷病のため介護をする家族を介護する職員（以下「育児又は介護を行う職員」という。）が時間外勤務の限度時間の短縮を請求した場合には、業務の正常な運営を妨げる場合を除き、1月24時間、1年間150時間を限度として第1項の手続により定める時間を超えて時間外勤務をさせることはない。

5 育児又は介護を行う職員が請求した場合には、業務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜勤務をさせることはない。

(時間外勤務の休憩)

第31条 前条第1項の規定により超過勤務を命ぜられた時間が、所定の勤務時間を通じて1日につき8時間を超えるときは、1時間の休憩時間（所定の勤務時間中に置く休憩時間を含む。）を勤務時間の途中に置くものとする。

(災害時の勤務)

第32条 災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合には、時間外又は休日に勤務を命ずることがある。

(宿日直)

第33条 勤務時間外において業務の運営上必要があるときは、宿日直勤務を命ずることがある。

(出勤)

第34条 始業時刻までに出勤した職員（専門業務型裁量労働制の適用となる職員を除く。）は、直ちに出勤簿に押印して出勤を表示しなければならない。

(欠勤)

第35条 職員は、やむを得ない事由により欠勤しようとする場合は、あらかじめ、その事由及び期間を届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由により、あらかじめ届け出られなかつた場合は、事後速やかに届け出なければならない。

2 前項の届出を怠つたときは、無断欠勤として取り扱う。

第2節 週休日、休日及び休暇等

(週休日及び休日)

第36条 週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）は、日曜日及び土曜日とする。

2 休日は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- 二 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に定める休日を除く。）

(週休日の振替)

第37条 週休日に特に勤務をすることを命ずる必要がある場合には、勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日」という。）を週休日に変更し、又は当該勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務をすることを命ずる必要がある日に割り振ることがある。

(休日の代休日)

第38条 休日に特に勤務をすることを命じた場合には、当該休日に代わる日（以下「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日を指定することがある。

2 前項の規定により代休日を指定された職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、勤務することを要しない。

(有給休暇の種類)

第39条 有給休暇の種類は、年次休暇、病気休暇及び特別休暇とする。

(年次休暇)

第40条 年次休暇は、一年（1月1日から12月31日までの一暦年）における休暇とし、その日数は、一年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

- 一 次号から第4号までに掲げる職員以外の職員 20日
- 二 次号に掲げる職員以外の職員であつて当該年の中途において、新たに職員となつたもの その者の当該年における在職期間に応じ、別表第1の日数欄に掲げる日数（以下「基本日数」という。）
- 三 当該年において新たに関係機関職員となった者であつて人事交流により引き続き職員となったもの 関係機関職員となった日において新たに職員となったものとみ

なした場合におけるその者の在職期間に応じた別表第1の日数欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数（当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数）

四 当該年の前年において関係機関職員であった者であつて人事交流により引き続き当該年に職員となったもの又は当該年の前年において職員であった者であつて引き続き当該年に関係機関職員となり引き続き再び職員となったもの 関係機関職員としての在職期間及びその在職期間中における年次休暇に相当する休暇の残日数等を考慮し、20日に当該年の前年における年次休暇に相当する休暇又は年次休暇の残日数（当該日数が20日を超える場合にあっては、20日）を加えて得た日数から、職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇又は年次休暇の日数を減じて得た日数（当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数）

- 2 年次休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、20日を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができる。
- 3 学長は、第1項の規定による年次休暇（当該年次休暇の日数が10日以上である職員に係るものに限る。次項において同じ。）の日数のうち5日については、一年において、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）で定めるところにより、職員ごとにその時季を定めることにより与えなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、学長は、第43条の規定により取得した年次休暇の日数（当該日数が5日を超える場合には、5日とする。）分については、時季を定めることにより与えることを要しない。

（病気休暇）

第41条 病気休暇は、職員が負傷又は疾病による療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とし、その期間は最小限度と認める範囲内とする。ただし、次に掲げる場合を除く病気休暇の期間は、連続して90日を超えることはできない。

- 一 第2項及び第3項に規定する場合
 - 二 業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合
 - 三 千葉大学職員安全衛生管理規程第27条に定める勤務の軽減措置を受けた場合
 - 2 女性職員から生理日における勤務が著しく困難であるとして請求があった場合には、病気休暇として取り扱う。
 - 3 職員が不妊治療を行うため入院又は通院する場合で、その勤務しないことが相当であると認められるときには、一年において10日の範囲内の期間を病気休暇として取り扱う。
 - 4 第1項ただし書の規定は、試用期間中の職員には適用しない。
- （特別休暇）

第42条 特別休暇は、職員が次の各号の一に該当する場合の休暇とし、その期間は、それぞれ当該各号に規定する期間とする。

- 一 職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- 二 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき その必要と認められる期間
- 三 職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- 四 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき 一年において5日の範囲内の期間
 - イ 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動
 - ロ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設における活動
 - ハ 身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動
- 五 職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1月を経過する日までの期間内における連続する5日の範囲内の期間
- 六 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間
- 七 女性職員が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女性職員が申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）
- 八 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間（男性職員にあっては、その子の当該職員以外の親が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労基法第67条の

規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)

九 職員が妻（届出をしないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 職員の妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過するまでの期間内における2日の範囲内の期間

一〇 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間

一一 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして当該子に予防接種又は健康診断を受けさせることを行うことをいう。）のため勤務しないことを申し出た場合 一の年において5日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間

一二 職員の親族（別表第2親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事のため勤務しないことが相当であると認められるとき 親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間

一三 職員が父母の追悼のための特別な行事（父母の死亡後15年以内に行われるものに限る。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1日の範囲内の期間

一四 職員が心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間

一五 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき 7日の範囲内の期間

イ 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行ひ、又は一時的に避難しているとき。

ロ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

一六 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間

一七 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間

一八 国立大学法人千葉大学職員の介護休業等に関する規程第2条に規定する要介護状態にある対象家族を介護する職員が、その対象家族の介護その他の世話（対象家族の通院等の付添い、対象家族が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の対象家族の必要な世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことを申し出た場合 一の年において5日（要介護状態にある対象家族が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間

一九 その他学長が特に必要と認める場合 必要と認められる期間
(有給休暇の請求手続)

第43条 職員は、年次休暇を取得しようとするときは、所定の休暇簿により、あらかじめ学長に請求しなければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかつた場合には、事後において請求することができる。

- 2 職員は、病気休暇又は特別休暇（前条第6号、第7号及び第11号の休暇を除く。以下この条において同じ。）の承認を受けようとするときは、所定の休暇簿により、あらかじめ学長に請求しなければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかつた場合には、事後において承認を求めることができる。
- 3 前項の場合において、1週間を超える病気休暇のときは医師の診断書を、特別休暇のときは学長が必要と認める書類を提出しなければならない。
- 4 1月を超える病気休暇の後出勤しようとするときは、医師の就業可能と認める診断書又は証明書を提出しなければならない。
- 5 前条第6号及び第11号の申出は、所定の休暇簿により、あらかじめ行わなければならぬ。ただし、第11号の申出にあっては、事後において申し出ることができる。
- 6 前条第7号に掲げる場合に該当することとなった女性職員は、その旨を速やかに届け出るものとする。
- 7 前2項の場合においては、学長が必要と認める書類を提出しなければならない。
(有給休暇の単位)

第44条 年次休暇の単位は、1日、半日又は1時間とする。ただし、年次休暇の時間単位による取得については労使協定の定めるところによる。

- 2 病気休暇及び特別休暇（第42条第9号から第11号まで及び第18号の休暇を除く。）の単位は、必要に応じて1日、1時間又は1分とする。
- 3 特別休暇（第42条第9号から第11号まで及び第18号の休暇に限る。）の単位は、必要に応じて1日又は1時間とする。

第3節 休業 (育児休業等)

第45条 3歳に満たない子の養育を必要とする職員は、学長に申し出て育児休業をすることができる。

- 2 小学校第3学年の終期を経過するまでの子の養育を必要とする職員は、学長に申し出て育児短時間勤務をすることができる。
- 3 育児休業及び育児短時間勤務に関する事項は、国立大学法人千葉大学職員の育児休業等に関する規程に定める。

(介護休業)

第46条 傷病のため介護を要する家族がいる職員は、学長に申し出て介護休業をすることができる。

- 2 介護休業に関する事項は、国立大学法人千葉大学職員の介護休業等に関する規程に定める。

(大学院修学休業)

第47条 次に掲げる職員は、学長の許可を受けて大学院修学休業をすることができる。

- 一 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する専修免許状の取得を目的として大学院の課程を履修しようとする職員（教諭及び養護教諭に限る。）
- 二 看護学又は保健学等の学位の取得を目的として大学院の課程を履修しようとする職員（医学部附属病院に勤務する看護師及び助産師に限る。）
- 2 前項第2号に掲げる職員は、学長の許可を受けて大学院修学短時間勤務をすることができる。
- 3 大学院修学休業及び大学院修学短時間勤務に関する事項は、国立大学法人千葉大学職員の大学院修学休業等に関する規程に定める。

(自己啓発等休業)

第47条の2 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学等の課程を履修しようとする職員又は独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）に規定する国際貢献活動等に参加しようとする職員は、学長の許可を受けて自己啓発等休業をすることができる。

- 2 自己啓発等休業に関する事項は、国立大学法人千葉大学職員の自己啓発等休業に関する規程に定める。

(配偶者同行休業)

第47条の3 外国での勤務その他の事由により、外国に住所又は居所を定めて滞在するその配偶者と、当該住所又は居所において生活を共にしようとする職員は、学長の許可を受けて配偶者同行休業をすることができる。

- 2 配偶者同行休業に関する事項は、国立大学法人千葉大学職員の配偶者同行休業に関する規程に定める。

第6章 研修

(研修)

第48条 職員（大学教員及び附属学校教員（以下「教員」という。）を除く。）は、職務に関する必要な知識及び能力等を向上させるため研修に参加することを命ぜられた場合には、研修を受けなければならない。

- 2 教員は、その職責を遂行するため自ら研究及び修養に努めるとともに、職責に伴う研修に参加することが必要と認められる場合には、研修を受けなければならない。
- 3 学長は、職員の研修の実施計画を策定し、研修機会の提供に努めるものとする。
- 4 教員は、職務に支障のない場合には、あらかじめ学長の承認を得て、本学以外の場所で研修を行うことができる。

（サバティカル研修）

第48条の2 大学教員として一定の期間を継続勤務した者は、学長の許可を受けて、国内外の教育研究機関等において研究活動に従事するサバティカル研修を利用することができます。

- 2 サバティカル研修に関する事項は、国立大学法人千葉大学教員のサバティカル研修に関する規程に定める。

第6章の2 人事評価

（人事評価）

第48条の3 職員の執務については、定期的に人事評価を実施する。

- 2 人事評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。
（大学教員の業績評価）

第48条の4 大学教員については、定期的に業績評価を実施する。

- 2 業績評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 賞罰等

（表彰）

第49条 学長は、次の各号の一に該当すると認める職員を表彰する。

- 一 教育又は学術上の顕著な功績等により本学の発展に貢献した者
 - 二 永年勤続し、勤務成績が良好であった者
 - 三 その他特に表彰に値する功労又は功績があった者
- 2 表彰に関する事項は、国立大学法人千葉大学職員表彰規程に定める。
（懲戒の事由）

第50条 職員が次の各号の一に該当する場合には、不利益処分手続規程に定める手続を経て懲戒することができる。

- 一 正当な理由なく無断欠勤した場合
- 二 正当な理由なく遅刻、早退するなど勤務を怠った場合
- 三 故意又は重大な過失により本学に損害を与えた場合
- 四 窃盗、横領又は傷害等の刑法犯に該当する行為をした場合
- 五 重大な経歴詐称をした場合

- 六 研究活動における不正行為をした場合
- 七 研究費を不正に使用した場合
- 八 ハラスメントに該当する行為をした場合
- 九 酒酔い運転その他悪質な交通法規違反をした場合
- 一〇 第22条に定める禁止行為をした場合
- 一一 その他この規則に違反し、又は前各号に準ずる行為があつた場合
(懲戒の種類)

第51条 懲戒の種類及び内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 戒告 反省を促し、戒める。
- 二 減給 労基法第91条に規定する額を上限として給与を減額する。
- 三 停職 12月を限度として出勤を停止し、職務に従事させず、その間の給与は支給しない。
- 四 諭旨解雇 退職届の提出を勧告し、これに応じない場合は、懲戒解雇する。
- 五 懲戒解雇 予告期間を設けることなく、即時に解雇する。

(訓告等)

第52条 前条による懲戒処分の必要がない者についても、服務規律を厳正に保持する必要があるときには、訓告又は厳重注意を文書により行う。

(損害賠償)

第53条 職員が故意又は重大な過失によって本学に損害を与えた場合は、第51条の規定による懲戒処分又は前条の規定による訓告等を行うほか、その損害の全部又は一部を賠償させるものとする。

第8章 安全衛生

(安全衛生)

第54条 職員の安全及び衛生に関する事項は、国立大学法人千葉大学職員安全衛生管理規程に定める。

第9章 出張及び旅費

(出張)

第55条 業務上必要がある場合は、職員に出張を命ずることがある。

2 職員は、出張から帰任したときは、速やかに上司に復命しなければならない。

(旅費)

第56条 前条の出張を命ぜられた職員の旅費に関する事項は、国立大学法人千葉大学旅費規程に定める。

第10章 災害補償

(災害補償)

第57条 職員の業務上の事由又は通勤による災害については、労基法及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところにより、災害補償を行う。

第11章 退職手当

(退職手当)

第58条 職員の退職手当に関する事項は、国立大学法人千葉大学職員退職手当規程に定める。

第12章 知的財産

(知的財産の取扱い)

第59条 職員が職務上創出した発明等の知的財産の取扱いに関する事項は、国立大学法人千葉大学職務発明取扱規程に定める。

附 則

(施行日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(発令及び承認行為の承継)

2 国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第4条の規定により国立大学法人千葉大学の職員となる者であって、この規則の施行日前に、国家公務員法、大学の教員等の任期に関する法律及び人事院規則その他国家公務員に適用される法令により発令され、及び承認を受けていたものは、その発令及び承認行為については、別に発令又は承認を取り消さない限り、その効力を承継する。

附 則（平成17年4月1日）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年9月1日）

この規則は、平成18年9月1日から施行し、平成18年4月1日以後定年により退職する者から適用する。

附 則（平成19年4月1日）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年9月24日）

この規則は、平成20年9月24日から施行する。

附 則（平成21年4月1日）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、改正後の第42条第2号の規定は、平成21年5月21日から施行する。

附 則（平成21年10月1日）

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、改正後の第30条第3項、第42条第11号及び第18号並びに第44条第2項及び第3項の規定は、平成22年6月30日から施行する。

附 則（平成23年4月1日）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行し、改正後の第9条及び第41条に定める病気休暇の期間については、施行日以後に使用した病気休暇から適用する。
- 2 施行日前から引き続く病気休暇による休職の取扱いについては、施行日から起算して90日の範囲内で、従前の例による。

附 則（平成23年10月1日）

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年1月1日）

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月1日）

この規則は、平成26年3月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年10月1日）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成26年12月1日）

この規則は、平成26年12月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年1月1日）

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成29年12月1日制定）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月1日制定）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行し、改正後の第9条第1項第1号及び第2項第1号並びに第10条第2項の規定は、施行日以後の休職から適用する。
- 2 施行日前から引き続く休職の取扱いについては、従前の例による。

附 則（平成31年4月1日）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月1日）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和2年1月1日）

この規則は、令和2年1月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第15条の規定にかかわらず、大学教員又は専ら労務に従事する者以外の定年年齢について、令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間においては、次表のとおりとする。

期間	定年年齢
令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	満61歳
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	満62歳
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	満63歳
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	満64歳

- 3 第15条の規定にかかわらず、専ら労務に従事する者の定年年齢について、令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間においては、次表のとおりとする。

期間	定年年齢
令和5年4月1日から令和11年3月31日まで	満63歳
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	満64歳

- 4 前2項に定める年齢に達したことにより退職となった者（本学の職員から他の国立大学法人等の課長級職員に登用された者（平成16年3月31日以前に、千葉大学の職員から他の国立学校等の課長級職員に登用された者を含む。）で、他の国立大学法人等を定年により退職した者を含み、大学教員を除く。）に係る再雇用に関する事項は、国立大学法人千葉大学職員の暫定再雇用に関する規程に定める。

別表第1（第40条関係）

在職期間	日数
1月に達するまでの期間	2日
1月を超えて2月に達するまでの期間	3日
2月を超えて3月に達するまでの期間	5日
3月を超えて4月に達するまでの期間	7日
4月を超えて5月に達するまでの期間	8日
5月を超えて6月に達するまでの期間	10日
6月を超えて7月に達するまでの期間	12日
7月を超えて8月に達するまでの期間	13日
8月を超えて9月に達するまでの期間	15日
9月を超えて10月に達するまでの期間	17日
10月を超えて11月に達するまでの期間	18日
11月を超えて1年未満までの期間	20日

別表第2（第42条第12号関係）

親族	日数
配偶者	7日
父母	
子	5日
祖父母	3日（職員が代襲相続し，かつ，祭具等の承継を受ける場合にあっては，7日）
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日（職員が代襲相続し，かつ，祭具等の承継を受ける場合にあっては，7日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（職員と生計を一にしていた場合にあっては，7日）
子の配偶者又は配偶者の子	1日（職員と生計を一にしていた場合にあっては，5日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日（職員と生計を一にしていた場合にあっては，3日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじ又はおばの配偶者	1日